

合衆国における90年代の人種的ゲリマンダリング訴訟の展開（二・完）： Easley v. Cromartie (2001)を契機として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-03-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Higashikawa, Koji メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00050383">https://doi.org/10.24517/00050383</a>

# 合衆国における 90 年代の人種的ゲリマンダリング 訴訟の展開 (二・完) —Easley v. Cromartie (2001)を契機として—

東 川 浩 二

はじめに

第 1 章 投票力の希釈概念の成立—Shaw v. Reno (1993)への道程

第 2 章 Shaw v. Reno

第 3 章 1995 年の 2 判決—United States v. Hays と Miller v. Johnson

第 4 章 1996 年の 2 判決—Shaw v. Hunt と Bush v. Vera

Shaw v. Hunt 判決

Bush v. Vera 判決 (以上、45 巻 1 号)

Shaw 型判決を振り返って

原告適格があるのは誰か

原告適格と人種的ゲリマンダリングの合憲性

投票権法の遵守と厳格審査

投票権法と修正 14 条との関係

第 5 章 1997 年の 2 判決—Abrams v. Johnson と Lawyer v. Department of Justice

第 6 章 Easley v. Cromartie

第 7 章 90 年代の人種的ゲリマンダリング訴訟の検討

おわりに

## Shaw 型判決を振り返って

90 年代は、投票権法、特に 2 条と 5 条の解釈に関する訴訟も提起された<sup>217</sup>。以降では、これらの判決と区別するために、いびつな形の選挙区割りについての判決を Shaw 型判決と呼び、Shaw 型判決の背後にある問題を、2 つの観

---

217 E.g., Holder v. Hall, 512 U.S. 874 (1994); Johnson v. De Grandy, 512 U.S. 997 (1994); Reno v. Bossier Parish School Board, 520 U.S. 471 (1997).

点から検討する。

Shaw 型判決で問題なのは、いびつな形そのものではなく、人種が最重要の基準になっているかどうかである。最重要の場合は厳格審査が適用される。ただし両者は無関係なものではなく、選挙区の外見によって、人種が最重要の基準となっていたかどうかを間接的に証明しうるものとされる。もっとも、いびつな形の選挙区割りを訴える原告適格は、Shaw I 判決において既に認められていた。Shaw I 判決では人種を最重要の基準にして作成された選挙区は人種的ステレオタイプを強化することが問題とされた。従って第一に、人種的ステレオタイプが原告適格の根拠となるかどうかが重要な問題となる。

一方、厳格審査が行われるからには、それに適うような非常に重要な利益は何か、が問題となる。マイノリティ多数選挙区は投票権法が与える救済である。最高裁は、この救済が平等保護に反すると判示してきた。第二の問題として、主として連邦司法省が行う、投票権法の解釈と平等保護の関係を検討する。

## 原告適格があるのは誰か

Hays 判決により、人種的ゲリマンダリングであると訴えられた選挙区に居住しない有権者は、原告適格を有しない、という制限がかけられた<sup>218</sup>。しかし Hays 判決は、マイノリティのために作成された選挙区に居住するマイノリティにも原告適格があるのかどうかは明言していない<sup>219</sup>。

---

218 David Flickinger, *Standing in Racial Gerrymandering Cases*, 49 Stan. L. Rev. 381, 394 (1997). See *Sinkfield v. Kelly*, 531 U.S. 28(2000) (マイノリティ多数選挙区に隣接する選挙区に居住する白人有権者の原告適格を否定し、Hays 判決の趣旨を再確認)；*Polish American Congress v. City of Chicago*, 211 F. Supp. 2d 1098 (N. D. Ill. 2002) (問題となる選挙区内に住む以上、個々の有権者と人種団体のメンバーに原告適格を認める)。

219 なお、Issacharoff は、害悪をどのように定義しようとも「パイを分ける場合は、その

人種によって原告適格を区別する考え方は、マイノリティ多数選挙区の機能や作成動機という現実的な側面からアプローチする。Butlerは、Shaw型判決を人種分離が問題になった事件と理解する。そして、当該選挙区が、共に暮らし働くコミュニティよりも、何百マイルも離れた黒人同士の利益を代表するために作られたというメッセージは、当選者に選挙区代表ではなく人種代表という性格を持たせるために、白人にとって問題となると主張する<sup>220</sup>。これに対して、Karlánは、黒人多数選挙区に入れられた非マイノリティは、AleinikoffとIssacharoffの言う「数合わせ要員(filler people)」であるという主張を紹介し、そのような選挙区に入れられた非マイノリティこそが、数合わせのためであれば誰でも良かったという意味で、人種的ステレオタイプからは無縁の存在であると主張する<sup>221</sup>。

他方で、当該選挙区の全ての有権者が平等に害悪を受けるという立場もある。それによれば、近隣の住民同士には共通の利益があるから、「コンパクトではない選挙区に入れられた有権者」は害悪を被る<sup>222</sup>。これはコミュニテ

---

分けられた形などが、お互いの形に影響を及ぼすという」例えを用いて、居住する選挙区にかかわらず、全ての有権者に損害が及ぶという立場をとる。Samuel Issacharoff, *The Constitutional Contours of Race and Politics*, 1995 Sup. Ct. Rev. 45, 61-62 [hereinafter Issacharoff, *Constitutional Contours*]. See also Pildes, Niemi, *supra* note 68, at 514; Shaw v. Barr, 808 F. Supp. at 470; Shaw v. Hunt, 517 U.S. at 923-24 (Stevens, J., dissenting); Bush v. Vera, 517 U.S. at 1053 (Souter, J., dissenting).

220 Butler, *Rhetoric and Reality*, *supra* note 71, at 340-41, 355-57.

221 Karlán, *Still Hazy*, *supra* note 137, at 292. 数合わせ要員については、Aleinikoff, Issacharoff, *supra* note 81, at 630-33を参照。それによれば数合わせ要員は、有意義な票を投じる機会を奪われているという意味で害悪を被っていると考えられている。従ってKarlánは数合わせ要員の概念を用いながら、Aleinikoffらとは別の方向に議論を進めていることに注意しなければならない。Issacharoff, *Constitutional Contours*, *supra* note 219, at 62 n.67. ところで、このButlerとKarlánの対立は、問題となる選挙区の評価にも及んでいる。Butlerはマイノリティ多数選挙区を「人種分離された選挙区(segregated district)」と呼ぶのに対して、Karlánは「もっとも人種的に多様な選挙区(the most racially diverse district)」とする。Butler, *Rhetoric and Reality*, *supra* note 71, at 328; Karlán, *Still Hazy*, *supra* note 137, at 293, 293 n.37.

222 Blake, Jr., *supra* note 70, at 958.

イが分断されることから生じる害悪に注目するものであるから、人種は問題にはならない<sup>223</sup>。しかしながら、全ての人種が等しく害悪を受けることになるので、結局平等保護上の問題を生じないという主張も見られる<sup>224</sup>。結局両者の違いは、全員が害悪を受けているから全員に原告適格あり、とするか全員原告適格なし、とするかの違いとなろう。被害（と考えられるもの）の程度は全員同じであるなら、全員原告適格なし、という結論に落ち着かなかつたのは、そこに人種という要素が絡んでいたからである。疑わしい分類にかかる場合は、実害の有無に関係なく、人種の分類に服しているという事実それ自体が問題になっているのである。

## 原告適格と人種的ゲリマンダリングの合憲性

ところで、誰に原告適格を認めるかについての見解が分かれている一方で、そもそも原告適格の問題と、人種的ゲリマンダリングの合憲性の問題との関係を問題にする考え方がある。Issacharoff と Goldstein の論文は、判事の分裂を、害悪の理解の仕方に起因するものであるとし、キャストینگ・ヴォートを握る O'Connor 判事がどのように害悪を把握しているかを検討する。そしてそのような害悪の正確な理解が本案についての重要な要素となる、と主張する<sup>225</sup>。

また、Dow は、本案の審理のために審査基準論を持ち出すことに多少の意義を認めつつも、本来、憲法の平等保護は、政治的マイノリティを保護するためのものであるから、政治的マジョリティが自ら下した決定に対して、

---

223 しかし、Blake, Jr. は、マイノリティ有権者の集中により、周辺の選挙区で、マイノリティの投票力が希釈される事にも言及している。Blake, Jr., *supra* note 70, at 959.

224 Elaine M. Hammond, *Toward a More Colorblind Society? : Congressional Redistricting after Shaw v. Hunt and Bush v. Vera*, 75 N.C. L. Rev. 2151, 2180 (1997).

225 Issacharoff, Goldstein, *supra* note 215, at 49-50.

憲法上の訴えをなし得るのが問題とされなければならない、とする<sup>226</sup>。そして、マジョリティが、より弱いグループと権力を分け合おうという場合には、憲法上の保護が及ばず、原告適格があるとは見なされないという<sup>227</sup>。これら2つの論文は、原告適格があるから本案の審理が可能となるとするのか、あるいは、本案ではそもそも憲法上の保護が与えられないから、従って原告適格もない、という構成をとるかという点において異なっている。しかしながら、原告適格と本案の憲法問題との関連を認める点において共通している。

これに対して Ely は、そもそも原告適格の問題と本案の問題は別々であり、それぞれを別個に論じることが可能であるという立場をとり、数合わせ要員である白人は、原告適格を有するという<sup>228</sup>。そして UJO 判決を例に取り、マジョリティの中のマイノリティに対しては、Dow と同様の議論が適用されず、区割りの事例においては、Dow の議論を一般化することはできないと指摘するのである<sup>229</sup>。たしかに Ely の言うように、白人有権者に原告適格を認めることは可能であるかもしれないが、自身は、Dow と同様な司

---

226 David R. Dow, *The Equal Protection Clause and the Legislative Redistricting Cases—Some Notes Concerning the Standing of White Plaintiffs*, 81 Minn. L. Rev. 1123, 1132 (1997).

227 *Id.* at 1140-43, 1145-47.

228 John H. Ely, *Commentary, Standing to Challenge Pro-Minority Gerrymanders*, 111 Harv. L. Rev. 576, 594-95 (1997). Ely は、自身が支持する数合わせ要員に寄せられる批判を、①自分の人種以外の人が当選しても不利益はない、②白人の利益は他の選挙区から当選した白人議員によって代表されている、という2点にまとめる。そして①については、この考えに立てばそもそも人種的ゲリマンダリングを行う意味がないこと、また②については、将来的に人種が投票を決定する全てになるということとはなくなるし、さらに、当選者は自分の人種に主たる関心を置きがちになることから、仮に、人種問題については他の選挙区からの白人当選者に意見を代表してもらえとしても、それ以外の問題については自分の選挙区からの当選者に意見を代表してもらえするという前提が成り立たないと反論する(at 587-90)。

229 *Id.* at 577 n.8.

法審査論を展開していたことからすれば<sup>230</sup>、わざわざ原告適格の問題を、本案と分けて議論することに果たしてどれだけの価値があるのか、という疑問は禁じ得ないのである<sup>231</sup>。

## 投票権法の遵守と厳格審査

投票権法を遵守することが、厳格審査が要求する非常に重要な利益となるのかどうか。最高裁法廷意見は、この点については否定的な立場をとっていると言って良い。それどころか最高裁からは、投票権法の解釈に対する疑問も提示されている<sup>232</sup>。ここでは、Shaw 型判決が提起した投票権法の解釈に関する議論を検討する。

まず投票権法 5 条について。Butler によれば、Beer v. United States 判決は、5 条が定める非退行原理を次のように定めた。すなわち、この原理は、マイノリティの地位の退行を引き起こさないような変更であれば、例え差別的効果が十分に除去されていなくても許容されるという、現状との比較で判断するものである。一方、5 条には救済手段についての定めがないことも問題であるとされる。すなわち、ある手続の変更が事前承認を受けることができなかった場合は、従前の差別的手続が継続され、問題が手つかずのまま放置さ

---

230 See John H. Ely, *The Constitutionality of Reverse Discrimination*, 41 U. Chi. L. Rev. 723 (1974). See also Ely, *supra* note 228, at 589.

231 See Samuel Issacharoff & Pamela S. Karlan, Commentary, *Standing and Misunderstanding in Voting Rights Law*, 111 Harv. L. Rev. 2276 (1998). Ely の論文(*supra* note 228)への応答として書かれたこの論文は、Ely の依拠する立場こそが、一連の判決で最高裁が退けてきた考えであり、憲法上問題となる損害を特定しない限り、原告適格を論じることはできないと主張する(at 2278-79)。

232 その典型的な例は投票権法の解釈を巡る Holder 判決で Thomas 判事が示した反対意見である。判事は、投票権法は本来、投票所へのアクセスを保障したものであるから、2 条は差別的結果をも禁止すると判示してきた従来判決の理解は誤りである、と主張した。Holder v. Hall, 512 U.S. 874, 894-97 (1994) (Thomas, J., dissenting).

れる恐れがあると言う<sup>233</sup>。その結果、司法長官は、事前承認の決定<sup>234</sup>を、マイノリティの投票力を最大化するような、現状維持よりも一歩進んだ改善的手続を勧告する手段として利用するようになった、と指摘する<sup>235</sup>。また Thernstrom も、投票権法が司法省に与えた権限は、選挙実務について本来的に権限を有する州の権限に対する介入となったことを指摘する<sup>236</sup>。そうして、Allen 判決において、投票力の希釈を導くような変更も 5 条の範囲内とされたことにより、投票権法が選挙領域におけるアフーマティヴ・アクションの道具として再編されるようになった、と指摘するのである<sup>237</sup>。

このような司法省や司法長官の態度は、Shaw 型判決において、マイノリティ多数選挙区数の最大化の要求として現れることになったのである。投票権法は連邦法が明示的に禁止していないあらゆる手段をもってマイノリティ多数選挙区を作成するよう要求しているので、マイノリティ選挙区を作成することが可能であったにもかかわらず作成しなければ、それは、意図的な差別に該当する、という論理である<sup>238</sup>。ところが Miller 判決において最高裁は、最大化していなくても、事前承認を受けることが可能である、と判示した。また、Shaw II 判決においても、マイノリティ多数選挙区の数を最大化して

---

233 Katharine I. Butler, *Reapportionment, The Court, and the Voting Rights Act: A Resegregation of the Political Process*?, 56 U. Colo. L. Rev. 1, 24-25 (1984)[hereinafter Butler, *Resegregation*]. See *Beer v. United States*, 425 U.S. 130 (1976).

234 なお、事前承認の決定自体は司法審査の対象とならないことは、*Morris v. Gressette*, 432 U.S. 491 (1977)によって確認されている。

235 Butler, *Resegregation*, *supra* note 233, at 25-29. そうすると、Miller 判決において、3 つの黒人多数選挙区を含む区割り案について、司法長官が 5 条の事前承認を与えたことを、地裁や最高裁が批判することの問題がある。つまり、事前承認を与える権限を、司法長官とワシントン特別地区連邦地方裁判所のみを与え、以降の改正においても変更されなかった、という事実を裁判所は軽視し、司法長官の事前承認の制度を無意味にするものと理解されるのである。See McDonald, *supra* note 148, at 155.

236 Abigail M. Thernstrom, *Whose Votes Count*? 11 (1987).

237 *Id.* at 27.

238 Butler, *Rhetoric and Reality*, *supra* note 71, at 350.



いなくてもよく、また投票権法は最大化を求めている、として司法省の立場を否定している<sup>239</sup>。このような判示を受けて、司法省側も最大化計画を見直しており<sup>240</sup>、一応の決着が最高裁によって付けられる形となった。

しかしながら、別の論者は、投票権法5条には、差別的目的と結果という2つの判断項目(prong)があることを指摘する。そして Shaw II 判決多数意見は、差別的意図があっても、差別的結果が生じなければ事前承認が与えられるとするもので、そのような解釈は5条から導かれれないと言う<sup>241</sup>。具体例を用いてみよう。マイノリティ多数選挙区が現行案で1つあるとして、そのような選挙区は最大3つ作成可能であるとする。最高裁の立場によれば、新しい区割りにおけるマイノリティ多数選挙区の1つ以上あれば、現状との比較において、差別的結果を禁じる投票権法2条に違反せず、同5条の事前承認を受けることができる。一方、司法省やこの論者の立場からすると、可能である最大化を州が拒否した場合は、差別的目的が推定される。従って、最高裁が、結果のみで事後的に事前承認が与えられるべきだったと判断したことは、5条の解釈において、差別的結果を問題にする2条の解釈を誤って援用していると批判される。そして、事前承認を拒否する場合に、司法長官は差

---

239 Shaw v. Hunt, 517 U.S. at 911. See also Miller v. Johnson, 515 U.S. at 926; Johnson v. De Grandy, 512 U.S. 997, 1017 (1994). そこで、Issacharoff は、「Miller 判決の明白な敗者は、連邦政府であった」と評している。Issacharoff, *Constitutional Contours*, supra note 219, at 51-53. なお、Butler の別稿も、投票権法は黒人選挙区の数の最大化を求めておらず、そのため州が投票権法2条を理由とした訴訟を回避するためにいびつな形の選挙区を作ることも正当化されないとして、Shaw 判決を評価する。Katharine I. Butler, *Affirmative Racial Gerrymandering: Fair Representation for Minorities or a Dangerous Recognition of Group Rights?*, 26 Rutgers L.J. 595 (1995). See Guinn, Sewell, supra note 143, at 907-08.

240 Hammond, supra note 224, at 2184-85. See also J.Gerald Herbert, *Redistricting in the Post 2000 Era*, 8 Geo. Mason L. Rev. 431, 443-44 (2000) (司法省が2条と5条を一体化する解釈を修正し始めたことを指摘).

241 Hammond, supra note 224, at 2183-84 (citing Shaw v. Hunt, 517 U.S. at 912).

別的目的という、より証明の困難なものに依拠するしかなくなる、と批判されるのである。

投票権法2条の解釈についても、同様の問題がある。Butlerは、自分たちに有利な区割りを要求するグループは、訴訟で2条違反を根拠として用いてきた事実を指摘し、2条違反の基準が曖昧であったために、その性格が誤解されてきたという<sup>242</sup>。また、2条は全域選挙区を対象としたものであること、2条違反が証明されない限り、マイノリティには何の権利も生じないこと、Gingles判決三要件テストにより、救済可能性を前提として2条違反を判断するにもかかわらず、その枠組みの拡大に成功していることを指摘する<sup>243</sup>。これはどういうことなのか。

投票権法2条は、投票力の希釈を、意図と結果の両面から判断するが、その基準は三要件テストとして定式化されたことを既に見た<sup>244</sup>。第一テストは小選挙区において多数を形成するのに十分な数のマイノリティがいて、地理的にまとまっていることを要求しており、通常その救済策にはマイノリティ多数選挙区の作成という方向が採用される<sup>245</sup>。言い換えれば、マイノリティが多数を占めるような小選挙区を作成できるのに、それをしない場合、投票

---

242 Butler, *Rhetoric and Reality*, *supra* note 71, at 321.

243 *Id.* at 351-53.

244 本稿第1章の検討を参照。

245 元来、選挙区はコンパクトなものであるべきとされてきており、裁判所も原則としてこの立場をとっていることは間違いない。E.g., *Garza v. County of Los Angeles*, 918 F.2d 763 (9th Cir. 1990); *Karcher v. Daggett*, 462 U.S. 725, 756 (1983). Grofman, *supra* note 83, at 1262-63は、選挙区にまとまりがある場合には、立法者と有権者との間のコミュニケーションが促進されるとして、まとまりがあることを積極的に評価する。逆に極めていびつな選挙区の場合、その様な選挙区は「認知可能性(cognizability)」を欠くという。すなわち、投票について隣人と会話を交わす有権者は、実は別の選挙区の有権者かもしれない、その有権者もいったい誰が候補者かわかっていない可能性があり、公正で効果的な代表を選ぶ可能性を損ねているという意味において、平等保護における適正手続(due process)違反になるかもしれない、と言うのである。See also Clarkowski, *supra* note 76, at 286; Guinn, Sewell, *supra* note 143, at 911.

権法 2 条違反を問われるおそれがある<sup>246</sup>。そこで、司法長官の指導の下、区割りをを行う州の側に、2 条の下でもマイノリティ多数選挙区を作成しようという動機付けが働くこととなった。ここでも、Miller 判決法廷意見などで指摘された、司法省による 5 条を利用したマイノリティ多数選挙区数の最大化戦略と同じ考えが見られた<sup>247</sup>。すなわち、例えば、ある地域において、人種統合が相当に進んだ結果、マイノリティがその地域に分散して居住しているような場合に、マイノリティ多数選挙区をあえて作ろうとすれば、その形はいびつなものにならざるを得ない。問題はそのようないびつな形であっても、可能であればマイノリティ多数選挙区を作成すべきか、換言すれば、いびつな形の選挙区は 2 条違反のための救済と言えるか、ということである。司法省側は、州に作るべきであると要求し、最高裁はそれに否と答えたということである<sup>248</sup>。2 条に関してこのことを述べたのが 1994 年の Johnson v. De

---

246 See Shapiro, *supra* note 18. Shapiro は、早い時期から、2 条の結果テストと人種的グリマンダリングとの関連において、このような主張を行っていた。それによれば、人種的グリマンダリングは、全域選挙区制度における投票力の希釈を前提としている結果テストの考えには、そのまま適用することができない。そして、機会の確保を要求する 2 条の結果テストは、あくまで比例代表を認めるものではない。このことを前提にした上で、投票率や選挙運動の問題等により、65 パーセントのマイノリティというような、絶対過半数を確保しても当選しないことがあり得るから、その様な選挙区をつくることは比例代表の権利を認めることにはならないとし、その根拠を UJO 判決における 2 つのマイノリティ多数選挙区が結果的にはマイノリティ議員を選出しなかった事実を挙げる(at 200-02, 202 n.79)。一方、マイノリティ人口が州内で分散している場合には、その様な選挙区を作成することは不可能であるから、逆に言えば、人種的偏向投票が認められる地域において、マイノリティが多数を占めるような選挙区を作成することができるにもかかわらず作成しなかった場合、結果決定的な区割りと批判するのではなく、マイノリティが代表を選出する機会が奪われているものとして、2 条違反となると主張するのである(at 202-04)。

247 See Ebaugh, *supra* note 216, at 618-19. See also Shaw v. Hunt, 517 U.S. at 946-47 (Stevens, J., dissenting); Bush v. Vera, 517 U.S. at 1034 (Stevens, J., dissenting); Martinez, *supra* note 69, at 1349-50 (救済目的の場合は最大化案も許容されるべきと主張)。

248 See Guinn, Sewell, *supra* note 143, at 911. 形の問題から離れた上で、投票権法は、安

Grandy 判決<sup>249</sup>であり、投票権法は、マイノリティ多数選挙区の数の最大化を求めていると判示された。この際に用いられたのが全体状況(*totality of circumstances*)テストである<sup>250</sup>。このテストを2条の判断に復活させることで、最高裁は、マイノリティ多数選挙区を作成するに当たって、全体の状況から見て「区割りの差別性が明らかでない場合」という限定条件を付すことに成功した。逆に、マイノリティ有権者の側からすると、すでにくつつかのマイノリティ多数選挙区がある場合により多くを要求することは、ほとんど不可能になった<sup>251</sup>。

---

全区(*safe district*)を作るよう要請しているという理解については、*Garza v. County of Los Angeles*, 918 F. 2d 763, 776 (9th Cir. 1990)を見よ。

249 *Johnson v. De Grandy*, 512 U.S. 997 (1994).

250 このテストは、*Zimmer v. McKeithen*, 485 F. 2d 1297, 1305 (5th Cir. 1973) (*en banc*)において定式化されたもので、Zimmer テストとも言われる。マイノリティが、①候補者選定へのアクセスの欠如、②立法者がマイノリティの利益に無責任であること、③複数議席選挙区を利用しようとする州の政策の正当性が根拠薄弱であること、④過去における一般的な差別が選挙制度における効果的な参加を阻んでいた、ということを実証することができれば、全域選挙区、なしい複数議席選挙区制度がマイノリティの投票力を希釈させ、修正14条違反の推定が働くというものである。このテストは、*Gingles* 判決の三要件テストが定式化されるまでの間、「柔軟で、事実関係に基づいた、正確でうまく機能するテスト」として評価されていた。Frank R. Parker, *The "Results" Test of the Section 2 of the Voting Rights Act: Abandoning the Intent Standard*, 69 Va. L. Rev. 715, 725(1983)。このテストは、一部には「裁判所に広汎な裁量を与えるものであり、どの要素が決定的なのか示さないまま原告に証明責任を負わせている」という批判もあったが、第5巡回区控訴裁判所においては、その後も多くの事件で依拠された。*Chandler Davidson, Minority Vote Dilution in Minority Vote Dilution, supra* note 18, at 1, 17. *See also* *Nevett v. Sides*, 571 F. 2d 209, 214 n.8 (5th Cir. 1978); *Parnell v. Rapides Parish School Board*, 563 F. 2d 180, 184 (5th Cir. 1977); *David v. Garrison*, 553 F. 2d 923, 926 (5th Cir. 1977); *Paigy v. Gray*, 538 F. 2d 1108, 1111 (5th Cir. 1976)。

251 *Matthew W. Dietz, Comment, Equal Electoral Opportunity: The Supreme Court Reevaluates the Use of Race in Redistricting in Johnson v. De Grandy*, 3 J.L. & Pol'y 497, 521 (1995)。

## 投票権法と修正 14 条との関係

上で行った検討でもわかるように、司法長官や人権団体や活動家らは、2条と5条を同一の基準で理解し、投票権の付与という目的からさらに進んで、一定の結果を要求する姿勢をとるようになった。Bolick は、このような投票権法の性格の変化の根拠を Allen 判決に求める。この判決では、全域選挙区制度への移行という、投票力を希釈するような制度変更も5条の事前承認の対象となると判示された。この判決により、投票権とは単なる投票行為以上のものとして理解されるようになったのであり、また、個人的権利としての投票権という理解から離れて、いわば、グループが結果に対して権利を保護される、というような理解へとつながっていったと指摘するのである<sup>252</sup>。

しかしながら、このような2条と5条を一体として理解し、可能な限りマイノリティ多数選挙区を作成しようという司法省側の立場を最高裁は拒否した<sup>253</sup>。マイノリティ多数選挙区を、違憲の人種的ゲリマンダリングであると主張する白人有権者の立場からすると、司法省側の立場は、修正14条との緊張関係を引き起こしていると理解された<sup>254</sup>。実際、Shaw 型判決において

---

252 Clint Bolick, *The Affirmative Action Fraud* 86 (1996). See Abigail M. Thernstrom, *The Odd Evolution of the Voting Rights Act*, 55 *Pub. Interest* 49, 55-58 (1979) (投票権法学における Allen 判決の重要性を指摘). See also *Allen v. State Board of Education*, 393 U.S.544 (1969).

253 2条と5条を一体化する見解は、投票権法の解釈論にかかる *Reno v. Bossier Parish School Board*, 520 U.S. 471 (1997)においても拒否された。この判決における判事の投票は、実は *Shaw v. Reno* 判決と同じで、Rehnquist、O'Connor、Kennedy、Scalia、Thomas の5人対 Ginsburg、Souter、Breyer、Stevens の4人となっている。投票権法の解釈としての2条と5条の一体化、ないし編入化の議論については、J.Gerald Herbert, *Redistricting in the Post 2000 Era*, 8 *Geo. Mason L. Rev.* 431, 434-46 (2000)が詳しい。

254 See Craig Haller, *E Pluribus Pluribus: The Hijacking of the Voting Rights Act and the Representation of America*, 39 *Duq. L. Rev.* 619 (2001) (投票権法は司法省にハイジャックされ、今や人種差別の道具と化しているとして、司法省の立場を強く批判)。

原告は、投票力の希釈ではなく、違憲の人種分離であると主張していた。これは投票権法上の差別的意図や効果を証明する負担を回避し、厳格審査を利用可能にする効果をもたらしている<sup>255</sup>。ただし修正 14 条を根拠とした訴えでは差別的意図の証明が必要である<sup>256</sup>。Shaw 型判決においては、「最重要の基準」として人種を利用したことの証明が求められる。これは、区割りにおいて人種を単に考慮したのではなく人種それ自体を目的としたということであり、差別的意図を区割りの文脈で言い表したものと理解できる。

## 第 5 章 1997 年の 2 判決—Abrams v. Johnson と Lawyer v. Department Justice

マイノリティ多数選挙区の数可能な限り増加させようとする最大化案は、司法長官が投票権法 2 条と 5 条を組み合わせて運用することにより成り立つものであった。最大化させなくても投票権法違反とは言えないことは、Johnson v. De Grandy 判決<sup>257</sup>によって示されていた。また投票権法の解釈にかかる判決によって、最大化政策の根拠となる、2 条と 5 条を一体として解釈する立場は否定されることになった<sup>258</sup>。投票権法による根拠を否定する一方で、最高裁は、同じ時期に、別の側面から最大化を阻む結果を持つ判決を下した。

### Abrams v. Johnson 判決<sup>259</sup>

---

255 Martinez, *supra* note 69, at 1345-46.

256 See, e.g., Washington v. Davis, 426 U.S. 229 (1976); Village of Arlington Heights v. Metropolitan Housing Development Corp., 429 U.S. 252 (1977).

257 Johnson v. De Grandy, 512 U.S. 997 (1994).

258 Reno v. Bossier Parish School Board, 520 U.S. 471 (1997).

259 Abrams v. Johnson, 521 U.S. 74 (1997).

Miller 判決は区割りを地裁に差し戻した。本件は地裁で新たに生じた紛争に関するものである。

Miller 判決の差戻審においてまず問題となったのは第2選挙区であった<sup>260</sup>。地裁は、第2選挙区に含まれる郡が分割されている等の理由から、第2選挙区が作成された支配的で最優先の要素は人種であったとして、この選挙区を違憲であると判示した<sup>261</sup>。

一方、この第2選挙区の違憲判決より前に、Miller 判決を受けて、ジョージア州知事は8月14日から約1ヶ月にわたって、臨時会を召集した。そのため、同22日に裁判所は、救済案の作成につき議会に任せる決定を行った<sup>262</sup>。しかしながら下院の案は2つの黒人多数選挙区を含むものであり、また上院の案は黒人多数選挙区の数が増えたために、結論にいたらず、その旨を9月13日に地裁に申し出た。そこで、地裁が区割り案を作成することになった<sup>263</sup>。地裁は、Miller 判決の原審の時点から、問題の区割りは、州ではなく、司法省や ACLU が作ったといえるものと理解していた<sup>264</sup>。その

---

260 Johnson v. Miller, 922 F. Supp. 1552 (S.D.Ga. 1995). この第2選挙区は、Miller 判決で問題となった区割りの第2案の段階で、既に、司法省からの事前承認を得るために黒人の人口を増やされた選挙区であった。第1案は1991年作成（マイノリティ多数選挙区は、第5、11選挙区）、第2案は1992年作成（マイノリティ多数選挙区は第5、11選挙区、さらに第2選挙区の黒人の割合を増加）。第2案についても事前承認を得ることができなかったため、州は、黒人選挙区数最大化案（第3案）を採用し、ついに事前承認を得ることができた。この第3案の合憲性を巡る訴訟が Miller 判決の原審である Johnson v. Miller, 864 F. Supp. 1354 (S.D.Ga. 1994) である。

261 Johnson v. Miller, 922 F. Supp. at 1554-56.

262 Johnson v. Miller, 922 F. Supp. 1556, 1559 (S.D.Ga. 1995). 本件のように、裁判所は救済策を作る場合に、まず議会にアイデアを出させるのが通常である。See Shawn Fremstad, Note, *State Judicial Elections and the Voting Rights Act: Defining the Proper Remedial Scheme*, 76 Minn. L. Rev. 101, 113 (1991).

263 Johnson v. Miller, 922 F. Supp. at 1559. なお、このような短期間で区割り案を作成しなければならなかったのは、1996年の選挙が迫っていたからであった。

264 See Johnson v. Miller, 864 F. Supp. at 1367-69.

ため、その区割りが最高裁により違憲と判示された以上は、この区割りから離れ、独自の救済案を作成する必要があると考えた。ACLU は新たに 2 つ、または 3 つの黒人多数選挙区を含む区割り案を作成したが地裁はこれらを退けた。そして独自に 1 つの黒人多数選挙区を含む区割り案 (以下、地裁案) を作成した<sup>265</sup>。1996 年の選挙は地裁案に従って行われたが、将来における使用の差止を求めて訴訟が提起された。複数の有権者からなる原告団は、地裁案は黒人の利益を十分に反映していないと主張し、合衆国もこれに加わった。被告は地裁案に反対しなかった州の公務員であった。地裁は、自らが作成した地裁案は、救済権限を逸脱したものではないと判示したために原告側が上訴した。このため、黒人有権者と合衆国からなる上訴人と、もとの原告 (=白人有権者) と被告 (=州) の連合からなる被上訴人との争いということになった。

[Kennedy 判事による法廷意見(Rehnquist 首席判事、O'Connor、Scalia、Thomas 各判事同意)]

(a)地裁の救済案の作成権限について

上訴人は、Upham v. Seamon 判決<sup>266</sup>によれば、地裁が救済として区割りを行う場合は、州の区割り方針に従わなければならないと主張する。そして、地裁案は、州の区割り方針を無視しており救済権限を逸脱しているという。しかし Upham 判決は州の基本方針に憲法上の問題がある場合でもそれに従うよう要求しているのではない。本件は、伝統的な区割り原則が人種よりも怪視されていたのであり、また憲法上の問題を解消するには、州のかんりの

265 Johnson v. Miller, 922 F. Supp. at 1560-61.

266 Upham v. Seamon, 456 U.S. 37 (1982) (per curiam). この事例においては、司法長官は、テキサス州の全 27 選挙区の内、2 つの選挙区に対して、投票権法 5 条の手続に従って異議を留めた。この 2 つの選挙区の区割りをすることになった地裁は、2 つの選挙区に加えて、複数の関係のない選挙区も作り直した。この地裁の区割りは、救済権限の逸脱であると判示された。



地域にわたって区割りを書き換えるという救済が必要である<sup>267</sup>。さらに上訴人は、州の1991年の案（第1案）は2つの黒人多数選挙区を含んでいたもので、地裁案はこの線に沿うべきだとも主張した。しかし1991年案でさえ相当な司法省による圧力によって作成されたものである。この案は地裁案の基礎とされるべきではない。伝統的な区割り原則に従えば、2つ目の黒人多数選挙区を作成することはできなかつた<sup>268</sup>。

(b)投票権法違反の主張について

上訴人は、地裁案では投票権法2条違反が起きるとも主張する。確かにGingles判決の三要件テストは、本件のような小選挙区においても適用できる。しかし、地裁の認定によれば、第一テストに関して、本件においては、2つ目の黒人多数選挙区を作成するのに十分にまとまった数の黒人がいない。仮に作れば、伝統的な区割り原則よりも人種を支配的な要素にしてしまうことになる。我々は地裁の認定は正しかったと結論する<sup>269</sup>。

また上訴人は、地裁案は投票権法5条にも違反すると主張する。すなわち退行の有無については、有権者は1991年案によって判断されるべきだと主張し、司法省は、自らが事前承認を与えた1992年の第3案を基準に、その憲法上の問題をクリアしたものであるべきだと主張する。しかし既に述べたように、憲法上許される範囲内で2つ目の黒人多数選挙区が作成できる可能性は証明されていないし、91年案は事前承認を得なかつた。また92年の第3案も憲法上問題があるとされた。従ってどちらも基準として用いることは

---

267 Abrams v. Johnson, 521 U.S. at 85-86.

268 *Id.* at 86-90. なおここではACLUの区割り案が人種的ゲリマンダリングになるということも併せて述べている。

269 *Id.* at 90-92. ところで、第11選挙区と第2選挙区についての個別の検討において、地裁の事実認定に基づき、法廷意見は、第11選挙区について、相当な程度の交差投票が行われていること、また黒人や黒人が好む候補者が多数当選していると認定した。第2選挙区についても交差投票が行われていることを認定し、どちらについても三要件テストに適うような人種的偏向投票があるとはいえないとした(at 92-94)。

できない<sup>270</sup>。地裁が実際に基準として用いたのは 1982 年の区割りであった。上訴人は、仮に 1982 年の区割りを基準としても、全 10 選挙区の内 1 つが黒人多数区である 82 年の区割り（割合は 10%）から見れば、全 11 選挙区の内 1 つが黒人多数選挙区である地裁の区割り案（割合は 9%）は退行的であると主張した。しかしこの理論に従えば、現在マイノリティ多数選挙区がある州は、人口が増加する度にマイノリティ多数区を作成しなければならなくなる。これは投票権法が求めるものではない<sup>271</sup>。

(c) 一人一票の原則について

地裁案は一人一票から最大 0.35 パーセントの格差が生じているのに対し、上訴人が作成した案のうち 2 つは 0.19 パーセントと 0.29 パーセントの格差である。従って格差は地裁案の方が大きい。しかし、それらの案には憲法上の問題があり、かつ郡を分割している。州は歴史的にアトランタ以外の郡では郡を分割せず、投票区も分割してこなかった。また、地裁案は、中心となる地区や利益を同じくする地域を維持するという要素が重視されていた<sup>272</sup>。加えて、地裁の区割り案の平均格差（0.11 パーセント）と上訴人が示した区割り案のうちの 1 つの平均格差（0.07 パーセント）との差は、実数にして 328 人分の誤差にしかない。現時点で前回の国勢調査より 6 年たっていることと、ジョージア州が全米でもっとも人口増加率の高い州のうちの 1 つであることを考えると、この誤差は許容範囲内である<sup>273</sup>。

〔Breyer 判事反対意見（Stevens、Souter、Ginsburg 各判事同意）〕

法廷意見の結論は、事実と法の両方において誤っている。事実の問題として、州には、2 つのマイノリティ多数選挙区を作成しようという意図があっ

---

270 *Id.* at 95-97.

271 *Id.* at 97-98.

272 *Id.* at 98-100.

273 *Id.* at 100-01.

地域にわたって区割りを書き換えるという救済が必要である<sup>267</sup>。さらに上訴人は、州の1991年の案（第1案）は2つの黒人多数選挙区を含んでいたもので、地裁案はこの線に沿うべきだとも主張した。しかし1991年案でさえ相当な司法省による圧力によって作成されたものである。この案は地裁案の基礎とされるべきではない。伝統的な区割り原則に従えば、2つ目の黒人多数選挙区を作成することはできなかった<sup>268</sup>。

(b)投票権法違反の主張について

上訴人は、地裁案では投票権法2条違反が起きるとも主張する。確かにGingles判決の三要件テストは、本件のような小選挙区においても適用できる。しかし、地裁の認定によれば、第一テストに関して、本件においては、2つ目の黒人多数選挙区を作成するのに十分にまとまった数の黒人がいない。仮に作れば、伝統的な区割り原則よりも人種を支配的な要素にしてしまうことになる。我々は地裁の認定は正しかったと結論する<sup>269</sup>。

また上訴人は、地裁案は投票権法5条にも違反すると主張する。すなわち退行の有無については、有権者は1991年案によって判断されるべきだと主張し、司法省は、自らが事前承認を与えた1992年の第3案を基準に、その憲法上の問題をクリアしたものであるべきだと主張する。しかし既に述べたように、憲法上許される範囲内で2つ目の黒人多数選挙区が作成できる可能性は証明されていないし、91年案は事前承認を得なかった。また92年の第3案も憲法上問題があるとされた。従ってどちらも基準として用いることは

---

267 Abrams v. Johnson, 521 U.S. at 85-86.

268 *Id.* at 86-90. なおここではACLUの区割り案が人種的ゲリマンダリングになるということも併せて述べている。

269 *Id.* at 90-92. ところで、第11選挙区と第2選挙区についての個別の検討において、地裁の事実認定に基づき、法廷意見は、第11選挙区について、相当な程度の交差投票が行われていること、また黒人や黒人が好む候補者が多数当選していると認定した。第2選挙区についても交差投票が行われていることを認定し、どちらについても三要件テストに適うような人種的偏向投票があるとはいえないとした(at 92-94)。

できない<sup>270</sup>。地裁が実際に基準として用いたのは1982年の区割りであった。上訴人は、仮に1982年の区割りを基準としても、全10選挙区の内1つが黒人多数区である82年の区割り（割合は10%）から見れば、全11選挙区の内1つが黒人多数選挙区である地裁の区割り案（割合は9%）は退行的であると主張した。しかしこの理論に従えば、現在マイノリティ多数選挙区がある州は、人口が増加する度にマイノリティ多数区を作成しなければならなくなる。これは投票権法が求めるものではない<sup>271</sup>。

(c)一人一票の原則について

地裁案は一人一票から最大0.35パーセントの格差が生じているのに対し、上訴人が作成した案のうち2つは0.19パーセントと0.29パーセントの格差である。従って格差は地裁案の方が大きい。しかし、それらの案には憲法上の問題があり、かつ郡を分割している。州は歴史的にアトランタ以外の郡では郡を分割せず、投票区も分割してこなかった。また、地裁案は、中心となる地区や利益を同じくする地域を維持するという要素が重視されていた<sup>272</sup>。加えて、地裁の区割り案の平均格差（0.11パーセント）と上訴人が示した区割り案のうちの1つの平均格差（0.07パーセント）との差は、実数にして328人分の誤差にしかならない。現時点で前回の国勢調査より6年たっていることと、ジョージア州が全米でもっとも人口増加率の高い州のうちの1つであることを考えると、この誤差は許容範囲内である<sup>273</sup>。

〔Breyer 判事反対意見（Stevens、Souter、Ginsburg 各判事同意）〕

法廷意見の結論は、事実と法の両方において誤っている。事実の問題として、州には、2つのマイノリティ多数選挙区を作成しようという意図があっ

---

270 *Id.* at 95-97.

271 *Id.* at 97-98.

272 *Id.* at 98-100.

273 *Id.* at 100-01.

た。またマイノリティ多数選挙区の数について司法省が意見を述べるのは特別なことではない。法の問題としては、Upham 判決の理解に誤りがある。Upham 判決では、州議会の意図は議会に提出された区割り案によって決定されると述べられたのであって、個々の議員がどのような思惑である区割り案を採用したかではない。区割りは妥協や様々な政治的思惑が入り交じったものである。農民や様々な圧力団体からの要求をいれた区割りならば合法だが、司法省の要求に従ったものは違法であるとは言えない<sup>274</sup>。

法廷意見は、2つのマイノリティ多数選挙区を含む区割り案は、Miller 判決に照らして違憲になるとした。Miller 判決において法廷意見に加わっていた O'Connor 判事は、Bush v. Vera 判決において、「例え人種が支配的な要素であったとしても投票権法 2 条違反を避けるためであれば合法である」と述べていた。1990 年の国勢調査結果と投票権法 2 条、5 条はジョージア州において 2つのマイノリティ多数選挙区を要求している。地裁が三要件テストに、特に第一テストに適用しないとしたのは誤りである<sup>275</sup>。問題は、立法者が、投票権法違反を防ぐためにマイノリティ多数選挙区が必要と思ったのかどうかであって、証拠上、投票権法がそれらの選挙区を必要としているかどうかではない<sup>276</sup>。さらにマイノリティ選挙区を 1 つにしても 2 つにしても、現職の保護などの伝統的区割り原則を遵守することが可能であった<sup>277</sup>。

Shaw 型判決で見られた、「人種が支配的な動機付けとなっているかどうか

---

274 *Id.* at 103-09.

275 *Id.* at 109-12. 特に、Shaw I 判決や Miller 判決に言う compactness と、投票権法 2 条の言う compactness は意味が異なり、前者は選挙区の形を指すが、後者はマイノリティグループのまとまりを指していると指摘する。そして、「地方部と都市部の地域を連結」というのは、「まとまり」よりも「政治的密着」と関係するのであり、地方部と都市部の人種的マイノリティが形の整ったマイノリティ多数選挙区を作ることができない、というわけではないと主張する(at 111-12)。

276 *Id.* at 113-14.

277 *Id.* at 114-16. ここでは 91 年案、地裁案と司法省による案を比較する。そしてマイノリティ多数選挙区の数以外には重要な違いは見あたらないとしている。

か」という判断基準は曖昧である。本判決によれば、ある人種の配置が、民主党とか、マイノリティ系の現職保護に有利になることを自覚しつつ区割りを行うことが可能なのかが不明のままである。本判決により今までのこの人種と区割りを巡る問題はより悪化するであろう<sup>278</sup>。

## 区割り作業の今後

ある論者は、本件が、従来裁判所が州に対して示してきた謙譲の態度の重要性を軽視したと批判する。本件でポイントとなったのは、Upham 判決に拘束されずに、裁判所が区割りを行うことができるか否かの基準は、州の選好が人種によって動機づけられているかどうかであったが、そのような二分法は適切でないという批判である<sup>279</sup>。しかしながら、Upham 判決が示した法理は、地裁が州に代わって区割りをを行う場合、憲法上、あるいは投票権法上の誤りを正すという目的に限られた範囲でのみ区割りを行うことができる、というものであった。従って上のような批判が成り立つには、司法省の関与を受けた有権者側が示した区割り案は（憲法上か投票権法上かはともかく）違法であるということが言えなくてはならない。結局、問題はここに帰ってくるのである。

司法省のマイノリティ多数選挙区を増加させようという方針に従って作成された区割り案は、最高裁によって違憲と判示されてきた。この流れを前提にすると、本件の帰結は、例え司法省による事前承認が下されたとしても、その区割りに不満のある有権者は、司法省寄りの州にではなく、裁判所によって自分好みの（具体的にはマジョリティに有利な）区割り案を作成させることが可能になる、ということになりかねない。すなわち、本件は、区割りを

---

278 *Id.* at 116-19.

279 Thalia L. D. Carroll, Casenote, *One Step Forward or Two Steps Back? Abrams v. Johnson and the Voting Rights Act of 1965*, 31 Creighton L. Rev. 917, 940-42 (1998).

行う州の権限への介入になるのと同時に、司法長官の事前承認制度を巧みに回避する結果となり、そのことが、区割りに関わろうとする連邦議会の意図への介入にもなるのである<sup>280</sup>。また、本件判決では、司法省の関与の方が、人種が最重要の要素かどうかという問題よりも重視されており、Shaw 判決以来指摘されてきた、州などの区割り案作成者が陥る板挟みを一層悪化させるという解釈が成り立つ<sup>281</sup>。

しかし別の見通しとして、司法省の関与を受けていなければ、裁判所としては、州が行った区割りに口出しをする根拠もまたなくなるのも確かである。司法省と白人有権者との間で板挟みにあっていた州の区割り作成者にとって、司法省の関与がなくなれば、自由に区割りをを行い、裁判所が介入することもなくなるのである。いわば、司法の介入を防ぎたいければ、司法省の関与も押さえるべきという見方がなりたつのである<sup>282</sup>。

## Lawyer v. Department of Justice 判決<sup>283</sup>

1990年の国勢調査に基づき、フロリダ州は区割りを作り直した。その区

280 *Id.* at 942-45. なお、事前承認の決定自体は司法審査の対象とならないことは、*Morris v. Gressette*, 432 U.S. 491 (1977)によって確認されている。投票権法は事前承認を与える権限を、司法長官とワシントン特別地区連邦地方裁判所のみを与えた。それだけに、裁判所が事前承認の判断に疑問を呈することは、同制度を無意味にするものと理解される。See *McDonald*, *supra* note 148, at 155.

281 See Daniel H. Lowenstein, *You Don't Have to Be Liberal to Hate the Racial Gerrymandering Cases*, 50 *Stan. L. Rev.* 779 (1998) (州は違法な行為を連邦政府に強要されていると主張)。

282 Jeffrey I. Fisher, Note, *The Unwelcome Judicial Obligation to Respect Politics in Racial Gerrymandering Remedies*, 95 *Mich. L. Rev.* 1404 (1997)は、違憲の人種的ゲリマンダリングの救済を裁判所が作成する場合の問題を論じる。その中で、違憲判決を受けた州は新たな区割り案を作ろうとするが、結局、党派のバランスに配慮するあまり膠着状態に陥ってしまうこと、一方で裁判所に区割りを任せると州の区割り方針において重要な位置を占める政治的考慮が軽視される、という問題を指摘する。

283 *Lawyer v. Department of Justice*, 521 U.S. 567 (1997).

割りとは、政治的に密着したマイノリティが集住する地域を分割するものであったために、司法長官は、事前承認を与えなかった。フロリダ州最高裁は、州議会などに対して、区割りを改正し、改正を行わなければ裁判所自ら区割りを行うという勧告を行ったが、区割りは行われなかった。そこで裁判所は、州議会が難局(*impasse*)に陥ったと結論し、自ら区割り案を作成した。その区割り案(以下、区割り案330号)は、第21上院議員選挙区が奇妙な形となり、その選挙区内における投票年齢人口は、黒人が45.8パーセント、ヒスパニック系が9.4パーセントとなっていた。州最高裁は、この選挙区が入り組んだ形であることを認めつつ、人種的、民族的公平さの観点からこの選挙区を認め、1992年と94年の選挙は、この区割り案の下で行われた<sup>284</sup>。94年4月、州の有権者によって、このマイノリティが多数となっている第21選挙区は平等保護に反するとして、州と州の司法長官などを相手どって、訴訟が提起された。この訴訟の最中にMiller判決が下されたために、訴訟当事者間で、州議会の選挙に対する連邦裁判所の好ましくない介入を避ける目的で調停人を任命することにつき合意した<sup>285</sup>。そして、最終的に1995年11月に、本件上訴人を除いて全ての当事者間で、第21選挙区が違憲であるとは認めないものの、原告の訴えには合理性があるという理由で、さしあたって、州が新しい区割り案を作成するまでの間、世論を参考にした上で区割り案386号を採用するとした。この結果、第21選挙区は、幾分小さなものに作り替えられ、黒人有権者の割合は36.2パーセントに減少した。本件上訴人は、この区割り案を採用する前に、地裁によって、もとの第21選挙区は違憲であるとされなければならないと主張した。地裁は、区割り案386号を認めるに当たって、もとの第21選挙区を違憲と判示する必要はないとした<sup>286</sup>。

284 この区割り案が投票権法2条違反となるかどうかについては、*Johnson v. De Grandy*, 512 U.S. 997 (1994)において、2条違反にはならないとされている。

285 *Scott v. Department of Justice*, 920 F. Supp. 1248, 1250-51 (M.D.Fla. 1996).

286 *Id.* at 1252 n.2.



また、区割り案 386 号についても、上訴人は憲法違反を証明するための証拠を提出しなかったとして、区割り案 386 号が採用されることが確定した<sup>287</sup>。

[Souter 判事による法廷意見 (Rehnquist 首席判事、Stevens、Ginsburg、Breyer 各判事同意)]

(a) 地裁の手続の正当性について

上訴人は、地域が区割り案 330 号に関する違憲判決を経ずに和解案を作成することは、区割りにおいて第一に責任を負う州議会の権限の侵害に当たると主張した。しかし、州にはどのような救済案を採用するかについて検討する十分な機会があった。従って、地裁が和解案を採用したことに問題はない<sup>288</sup>。また、上訴人が和解案に反対していたとしても、訴訟当事者の 1 人が反対しているというだけで、その和解案を阻止できるわけではない<sup>289</sup>。

(b) 386 号の合憲性について

地裁の認定によれば、386 号による第 21 選挙区の形と人種構成は、慈悲的で、十分に整然としていたし、州内の他の選挙区とも突出して違ったものでもない。選挙区内の有権者は自分たちを 1 つのコミュニティとすることができ、経済的地位も共通している。また、黒人の割合は 36.2 パーセントにとどまっており、特定の候補者に有利に働くものでもない。上訴人は、選挙区が複数の郡にまたがっているという形に基づく主張と、州全体の割合から見て、選挙区内の黒人の割合が著しく高いという人種構成に基づく主張を行った。しかし、選挙区が複数の郡にまたがることは、フロリダ州においては特別なことではない。また、ある選挙区の黒人の割合が、その選挙区のあ

---

287 なお、Tjoflat 判事は、同意意見の中で、この和解案における第 21 選挙区は合憲であるとしながらも、合意判決に至るにはもとの選挙区が違憲であると認定する必要がある、と注記している (*id.* at 1256-57)。

288 *Lawyer v. Department of Justice*, 521 U.S. at 575-78.

289 *Id.* at 578-80.

る郡における黒人の割合を超えてはならないわけではない。人種的ゲリマンダリングの推測を回避するために、選挙区ごとの人種の割合をそろえることが必要なのではない。本件の選挙区は伝統的区割り原則を人種よりも軽視したのではなく、地裁の判示に誤りはない<sup>290</sup>。

[Scalia 判事による反対意見 (O'Connor, Kennedy, Thomas 各判事同意)]

連邦地裁は、第 21 選挙区を違憲と判示することなく、また州に自ら区割りを行わせる十分な機会を与えないまま和解案を採用した。これは州の権限に対する、先例にない侵害である。地裁は、違憲の認定をしなくても救済としての和解案を採用できるという。しかしその根拠として引用した先例は、過去の差別という特別な事情があれば、アファーマティヴ・アクション・プログラムが正当化されるという認定を経ずに、州はそのプログラムを実行することができるかどうか、という問題だった。裁判所が、違法の認定を経ずに救済を課することができるかという問題とは関係がない<sup>291</sup>。

また、多数意見は、州が地裁の救済案に同意しているので、第 21 選挙区が違憲であるという認定は不要であると言う。しかし、その根拠として引用した先例は、当事者がいつでも法廷外で和解をすることが可能だった。本件の場合、どの当事者も区割りに関する合意に達することはできなかった。フロリダ州の憲法により、区割りは両院の決議によって行われなければならないから、両院の決議を経ずして司法長官や有権者との間で結ばれた合意は無効である。違法を矯正する目的でない地裁の命令は拘束力がなく、連邦裁判所は、連邦法違反の証明がないまま州の区割り作業に介入することは禁じられている<sup>292</sup>。

---

290 *Id.* at 580-83.

291 *Id.* at 583-84 (citing *Wygant v. Jackson Board of Education*, 476 U.S. 267, 284, 289-91 (1986) (O'Connor, J., concurring)).

292 *Id.* at 584-86 (citing *Firefighters v. Cleveland*, 478 U.S. 501, 522-23 (1986); *Voinovich v. Quilter*, 507 U.S. 146, 156 (1993)).

地裁は、上訴人の主張に合理性があったとした時点で、州が自ら救済案を作成するための機会を与えるべきだった。本件の和解案が立法府による解決であるというには、通常の議会において州の立法者が区割りをを行う機会がなければならず、本件のように、州下院の議長らが参加し、和解案に合意したというだけでは、裁判所が関与する理由としては十分でない<sup>293</sup>。被上訴人は、州議会が Miller 判決に応じて自発的に区割りを行わなかったと言う。しかし、重要なのは、本件の第 21 選挙区が実際に違憲と判示された後に、州議会に区割り作成の機会が与えられたかどうかである。本件の和解案は、憲法違反を認定することなく、またそれに対処する機会を州議会に与えることなく作成された。連邦裁判所はこれを承認する権限を持たない<sup>294</sup>。

## 本件の示唆

Shaw 型判決において、人種を意識した区割りに違憲判決を出し続けた判事のうち、Rehnquist 首席判事が、今回初めて Stevens 判事らのグループに加わった。本件を以て、Rehnquist 首席判事が、人種を意識した区割りに対しての態度を変えたというのは早計であろう。しかし、本件の反対意見は、区割りの合憲性の判断に加えて、本件のような地裁が仲介した和解案が、本来的には州に認められる区割り権限の不当な介入に当たることも強調している。このような州の区割り権限を重くみる立場は、Shaw 型判決において、違憲判決を支持してきた判事らが一貫して主張してきたことである。このグループから立場を変更したのは Rehnquist 首席判事だけであり、本件においてはキャスティング・ヴォートとなっている。一方で、Shaw 型判決においてキャスティング・ヴォートを握ってきた O'Connor 判事は、従来まで、投票権法の遵守が非常に重要な利益になりうると発言し続けてきた。そして、

---

293 *Id.* at 588-89.

294 *Id.* at 589.

本件選挙区には経済的地位に基づく利益の共通性があり、コミュニティの感覚を惹起しているという法廷意見には加わらなかった。これは、O'Connor判事は、人種を意識した選挙区割りを正当化するような非常に重要な利益は投票権法の遵守である、という信念から、コミュニティの感覚というような利益を軽視している、という理解が考えられよう。これとは逆に、法廷意見は、今後、このコミュニティの感覚という要素が区割りを正当化する利益として認められる可能性を示唆している、とも解されよう<sup>295</sup>。いずれにせよ、法廷意見も反対意見も、手続的側面に注目し、区割りそのものの合憲性や厳格審査における非常に重要な利益等にはふれず、形式的に地裁の判示を肯認した。しかしその背後で、次の2つの重要な示唆を含むと解釈することができる。1つには、本件が、州などの関係当事者間で、区割り訴訟に巻き込まれる前に、早期に和解を選ぶ誘因となる、という指摘がある<sup>296</sup>。もう1つは、当事者が参加した和解案によって成立した区割りについては、その形が多少いびつであっても、認められるというものである。これは、De Witt v. Wilson判決<sup>297</sup>と軌を同じくするものである。Abram判決との関連で言えば、当事者間で合意に達したものについては、連邦裁判所はあえて関与しない、という態度の表明とも受け取ることが可能なのである。

---

295 William J. Dempsey, Note, *Lawyer v. Department of Justice: Florida's Dance with the Districting Demon*, 27 Stetson L. Rev. 899, 919-20 (1998). See Stephen J. Malone, Note, *Recognizing Communities of Interest in a Legislative Apportionment Plan*, 83 Va. L. Rev. 461 (1997) (利益を同じくする地域の重要性について述べ、これを人種の代用として用いることで憲法違反となることなくマイノリティ代表を促進することが可能であると主張)。

296 Dempsey, *supra* note, 295 at 924-26.

297 De Witt v. Wilson, 856 F. Supp. 1409 (E.D.Cal. 1994), *aff'd*, 515 U.S. 1170 (1995) (summary affirmation). See also King v. State Board. of Elections, 979 F. Supp. 619 (N.D. Ill. 1997), *aff'd*, 522 U.S. 1087 (1998).

## 第6章 Easley v. Cromartie

本章では、90年代最後の人種的ゲリマンダリング訴訟として、2つの判決をやや詳しく検討する。

### Hunt v. Cromartie 判決（Cromartie I 判決）<sup>298</sup>

Shaw II 判決を受けてノースキャロライナ州議会は、1997年に新しく選挙区を作り直した。その区割り案では第12選挙区は以前のものほどいびつではなく、選挙区に占める黒人有権者の割合も57パーセントから47パーセントに減らされることになったが、以前に見られた、「蛇のような形(snakelike shape)」と「州際道路85号線沿い」であるという特徴は変わらなかった。そこで白人有権者である本件原告は、この区割り案も違憲の人種的ゲリマンダーであるとして訴訟を提起した<sup>299</sup>。この訴訟において両当事者は略式判決を求める申立てを行ったため、三人合議制による地裁は、1人の反対意見を押しえて、争いのない重要な事実は、①当該選挙区が人種的性格を帯びた投票区を含むように作成されていること、②当該選挙区が民主党支持者の多い投票区を含まないように作成されていること、③立法者は伝統的な区割りの原則を無視していること、を示していると認定し、第12選挙区は文面上人種的な動機によって作成され、修正14条違反であるとして差止を認めた<sup>300</sup>。これを受けて州側が最高裁に上訴した。

〔Thomas 判事による法廷意見(Rehnquist 首席判事、O'Connor, Scalia, Kennedy 各判事同意)〕

---

298 Hunt v. Cromartie, 526 U.S. 541 (1999).

299 *Id.* at 543-45.

300 Cromartie v. Hunt, 34 F. Supp. 2d 1029 (E.D.N.C. 1998).

被上訴人は、区割りにおいて人種が最重要であったことを示すいくつかの証拠を提出した。しかし、略式判決は、重要な事実について真正な争点がなく、申立てる側が法律上当然の判決(judgment as a matter of law)を受ける権利がある場合にのみ用いられるものである。略式判決の申立てに対して判断を下す際には、反対当事者の証拠が信じられ、かつ、あらゆる正当な推測が反対当事者に有利になされなくてはならない。上訴人は、第 12 選挙区を作成する際の州議会の意図は、強固な民主党の基盤を持つ選挙区の作成、現職の保護、伝統的な区割り原則の遵守、議会内の党派のバランスの維持であったと主張した。また、専門家証人の証言を証拠として提出した。それらは、州は黒人投票区よりも民主党投票区を多く含めたのであり、全体として、人種的性格と政治的性格が少なくとも同等か、若干政治的である、という選挙区に性格に関するものだった<sup>301</sup>。先例は、忠実な民主党支持者に黒人が多く、また州がその事実を知っていたとしても、政治的ゲリマンダリングは憲法上許されるということを示してきた。黒人がある選挙区で大多数になる一方で、その周りでは相対多数にも満たないようなことがあっても、それ自体は、人種と政党支持に強い相関関係があれば、人種的動機によってその選挙区が作成されたと証明するには不十分である<sup>302</sup>。本件のように、立法者の動機自体が事実問題となっている場合は、略式判決による処理は適当ではなく地裁判決を破棄、差戻す<sup>303</sup>。

〔Stevens 判事結果同意意見 (Souter、Ginsburg、Breyer 各判事同意)〕

選挙区の形は、政治的、または人種的考慮のどちらかが働いたという強い証拠となるが、どちらの要素が州の伝統的な区割り原則の無視の原因であったかという問題に光を当ててものではない。南部では、民主党支持者が連邦

---

301 *Id.*, at 547-50.

302 *Id.*, at 550-52.

303 *Id.*, at 552-54.

の選挙において民主党候補者にいつも投票するとは限らず、近年、保守的な白人民主党員は共和党候補者に惹きつけられてきている<sup>304</sup>。最近の投票結果では、黒人投票区を含めるために第12選挙区から排除された、民主党投票区の有権者ほとんど全員が、実際には共和党候補者に投票した。このことは第12選挙区の境界周辺に居住する大部分の忠実な民主党支持者はたまたま黒人なのであるという結論を支持するものである<sup>305</sup>。

## 前進か後退か—2つの見方

本件は、一見すれば、略式判決を破棄したにすぎないように見えるが、実際の投票行動についての証拠に言及していることは、重要な意味を持つ。従来いびつな形の選挙区が違憲とされたのは、同じ人種であれば同じように考え同じように投票するという、人種的ステレオタイプを強化するからであった。しかし本件では、実際の投票行動を示す証拠から、人種が異なれば投票行動が異なるという前提そのものが、問題とされた<sup>306</sup>。従って、区割りに際して、司法省と最高裁との間で板挟みにあってきた州にとっては、過去の投票行動から、現職保護という憲法上許される目的のために、ある政党に投票すると見込まれる有権者を特定する一方で、同時にマイノリティ候補者を当選させるべく、マイノリティ多数選挙区を作成する余地が生まれることになった。これは、区割りをを行う州にとっては朗報であった。

他方で、本件は、人種が最重要の要素であったという証明を原告側に課した<sup>307</sup>。これにより、*Shaw v. Reno* 判決のような極めていびつな形をした選挙

---

304 *Id.* at 555-57.

305 *Id.* at 557-58.

306 *See id.* at 550-51.

307 原告は刑事訴訟法上の「毒樹の果実(fruit of the poisonous tree)」理論を援用し、過去に違憲と判示された選挙区と類似の選挙区は違憲の推定を受け、州が合憲の証明責任を負うと主張したが、この主張は退けられた。*See Judith Reed, Will the Supreme Court*

区の場合はともかくも、標準的な形よりも少し入り組んでいるというような程度の選挙区の場合は、人種が最重要の要素であったことの証明は極めて困難となろう。Stevens 判事の言及により、形がゲリマンダリングを推定させるという、ある程度の証拠力は維持されるが<sup>308</sup>、実質的にはマイノリティには不利に働かざる判決でもある。このことは Gomillion v. Lightfoot 判決<sup>309</sup> のような、黒人有権者のほぼ全員を市の境界線の外側に閉め出すようなタイプの区割りを考えてみるとよりはっきりする。現在において、Gomillion 判決のような露骨な区割りが行われることは現実的にはあり得ないだろうが、選挙区の形においても人種構成においても、差別的であるかどうか微妙な場合は、マイノリティ有権者は、その選挙区の違法性を自ら証明する負担を負うことになる。

この前進とも後退とも受け取れる本判決は、2 年後、再び最高裁へと戻ってきた。

### Easley v. Cromartie 判決 (Cromartie II 判決)<sup>310</sup>

地裁は、Cromartie I 判決を受けて、中断された証拠開示手続を進め、3 日間の事実審理を行った。その結果、立法者は、①党派のバランスを維持したまま選挙区を作り替えようとしていた、②2 人の現職候補が同じ選挙区に割り当てられないようにし、元の選挙区の党派的中心部を手つかずにしており、と認定した。しかし結論としては、憲法上の問題として、次の 2 つの理由により第 12 選挙区を違憲と判示した。第一に、選挙区に占める黒人有

---

*Make It Easier to Challenge the Creation of Race-Conscious Districts?*, 4 Preview of U.S. Sup. Ct. Cases 218 (1998).

308 Hunt v. Cromartie, 526 U.S. at 555 (Stevens, J., concurring).

309 Gomillion v. Lightfoot, 364 U.S. 339 (1960).

310 Easley v. Cromartie, 532 U.S. 234 (2001).



権者の割合や、選挙区が市や町を分断している事実である。Cromartie I 判決では、これらの点のみでは違憲判決を下すには十分ではないことが既に述べられていた。そこで地裁は、第二に次のように述べる。すなわち、本件選挙区は、政治的特性ではなく、人種的特性が高い投票区を含めるために作成されたものである、と。その根拠として、①立法者は、第 12 選挙区の境界線周辺に位置する民主党優位の投票区を、それを含めればよりまとまりのある選挙区を作成することができる場合でさえ排除している、②原告側専門家証人である Weber 博士によれば、選挙区の作成において、人種という要素が政党支持という要素に勝り、政治的要素では選挙区の構成を説明できない、③被告側専門家証人である Peterson 博士の証言は信頼できず、また無関係である、④議会の区割り委員会のリーダーである Cooper 上院議員は、人種と党派のバランスをとる必要があることを仄めかした、⑤上院の区割り委員のコーディネーターである Cohen 氏は、Cooper 上院議員に、Greensboro 黒人コミュニティを第 12 選挙区に入れるので、今度は約 6 万人を第 12 選挙区から除かなければならないという電子メールを送った、という 5 点を新たに認定した<sup>311</sup>。州側は再び上訴した。

〔Breyer 判事による法廷意見 (Stevens、O'Connor、Souter、Ginsburg 各判事同意)〕

(a) 審査基準について

区割りを作成する権限は議会にあり、議会には、競合する利益のバランスをとるために必要な政治判断を行う裁量権がある。議会が人種を理由に選挙区を作成したという訴えに対しては特別の注意が必要であり、本件のように、議会が、正当な政治的説明を行っており、人種と政党支持との間に高度の関連がある場合は、とくにそうである<sup>312</sup>。

---

311 Cromartie v. Hunt, 133 F. Supp. 2d 407 (E.D.N.C. 2000).

312 Easley v. Cromartie, 532 U.S. at 242.

我々は、通常は地裁の判決に、「明白な誤り(clear error)」がないかを審査する。我々は、「我々だったら別の判示をしたらろう」ということでは地裁の事実認定を覆さない。我々は、「証拠全体に基づいて」、「間違いがおきたという明確で確固とした確信」の有無を決するのである。中間上訴裁判所が事実審裁判所の認定を肯認した場合、我々最高裁は簡単に事実認定を覆したりはしない。しかし本件では中間上訴裁判所が存在しない。また事実審理は長時間にわたるものではなかったし、重要な証拠は書証と専門家証人の証言であるから証拠の信用性は重要な問題ではない。従って、我々は、明白な誤りの有無を決するために、地裁の認定を広範に審査するのは正当化されると認定する<sup>313</sup>。

(b)地裁の事実認定の再検討

地裁は、今回新たに5つの認定を行ったが、それでもなお、それらの証拠では、地裁の結論を支持することはできない。以下その理由を示す。

(b)一1 有権者登録と投票行動の関係

地裁が依拠した重要な証拠は、有権者登録であり投票行動ではない<sup>314</sup>。地裁が依拠したのは、立法者が民主党支持でかつ白人が多い投票区を排除したのに、民主党支持者の数が同等かそれ以下でも黒人が多い投票区は本件選挙区に含めている、という証拠である<sup>315</sup>。

我々は *Cromartie I* 判決において、有権者登録は実際の投票所における選好を予言しないので、有権者登録という証拠は(略式判決を下すには)不十分であると判示した。民主党支持と登録した黒人の95パーセントから97パーセントが実際に民主党に投票する。これに対して、白人は、民主党支持

---

313 *Id.* at 242-43.

314 *Id.* at 244.

315 *Id.* at 244-45. また地裁は、黒人の割合が40パーセントから100パーセントの投票区は第12選挙区に含めたのに、民主党支持者の割合が54パーセント、76パーセントを占めるが黒人の割合は35パーセント未満の投票区は排除した、とも言う(*ibid.*)。

者でも共和党に投票することがある。民主党優位の選挙区を作成しようとする立法者は、民主党に関する投票行動に関心を持つ。従って、立法者は、人種に関係なく、信頼できる民主党優位の投票区を含めることによって、結果的に黒人の多い投票区を含む選挙区を作ることが許される。その場合の理由は人種的ではなく、政治的なものである<sup>316</sup>。

(b)—2 Weber 博士の証言に基づく地裁の5つの事実認定について

Weber 博士は、民主党優位の選挙区を作るのであれば、信頼できる民主党支持者の割合は60パーセントで十分であるのに、立法者はそれ以上の民主党支持者を集めた、と言う。しかし、実際の第12選挙区の信頼できる民主党支持者の割合は63パーセントである。また現職候補者は、60パーセントではなく、できる限り自らに有利な選挙区を作るよう立法者に要求しただろう。投票行動に関しては、数値は、本来的に不確定なものであるから、このような僅かな差で証拠上の重みがあるとは言えない<sup>317</sup>。

Weber 博士は、第12選挙区に含まれる6つの郡のすべての投票区についての表<sup>318</sup>を用いて、もし立法者が政治的考慮をしていたならば、第12選挙区に信頼できる民主党支持者が多い投票区を含めようと努力し、結果として黒人の割合は減ったのではないだろうか、と問う。しかし、第12選挙区に含まれた黒人投票区と、信頼できる民主党支持者の割合が同程度の場合は、そのような白人投票区は1つも排除されていない。立法者は、明白に政治的な理由で、信頼できる民主党支持者のいる投票区を含めようとしたのだ<sup>319</sup>。

---

316 *Id.* at 245.

317 *Id.* at 246-47.

318 その表によれば、民主党支持者が40パーセント以上いる投票区が第12選挙区において占める割合は、郡によって異なるが、39パーセントから56パーセントである。しかし黒人有権者が40パーセント以上いる投票区は、ほとんど全部が第12選挙区に含まれているのである。博士は黒人投票区のほとんど全部が含まれた事実から人種的動機を推察する(at 247)。

319 *Id.* at 247.

(b)―3 現職保護か人種的動機か

Weber 博士の表では、民主党支持においては信頼できる白人の投票区が、人種的な理由で排除されたのか、それとも特定の立法者への割り当てのために排除されたのかは分からない。しかし博士は、現職 2 人のうち 1 人が落選するという競争の激しい選挙戦が望ましい、と証言した<sup>320</sup>。立法者は、人種的ではなく、政治的な理由で、その反対のことを信じ、また行った。つまり現職候補者を保護する選挙区を作り上げたのだ。そして現職の保護は正当な政治的目的である。これらの理由により、博士の表は立法者の真の動機の解明にはならない<sup>321</sup>。

(b)―4 代替案作成の可能性

Weber 博士は、マイノリティ多数選挙区を作成しなくても、民主党が優位になる選挙区を作成する方法があった、とも言う。我々は、そのような方法が、いくつかはあるかもしれないと思うが、それだけでは立法者の動機が不適切であると証明するには不十分である。結局のところ、憲法は、マイノリティが多数となるような選挙区を作らないように、立法者に積極的義務を課しているのではない。単に、政治的、あるいは伝統的な動機に反して、人種を最重要の基準として選挙区を作成してはいけない、という義務を課してい

---

320 博士が提案した代替案は、2 人の現職候補（第 9 選挙区の共和党候補者 Sue Myrick と第 12 選挙区の民主党候補者 Mel Watt）を同じ選挙区に割り当てている(at 247-48)。

321 さらに博士の分析が不十分であることを示すため次のようにも述べる(at 248)。「博士は、Mecklenburg 郡投票区（第 77 投票区）が分割され、一部が第 9 選挙区に、残りが第 12 選挙区に入れられた事実を指摘し、立法者の動機が政治的なものであれば、この投票区を分割する必要などなかった、と考えた。しかし、第 9 選挙区に、第 77 投票区全体が含まれるようになれば、信頼できる民主党支持者が増加し、現職である共和党議員は不利になる。それでもこの現職議員は投票区の分割を拒否したであろうか。博士はこの点について検討していないことを自ら認めている。地図によれば、第 77 投票区全体を第 12 選挙区に含めれば、第 9 選挙区を 2 つに分割する半島部分ができてしまう。立法者がそうしなかったのが人種的理由ではないことは明らかだ。」

るのである<sup>322</sup>。

(b)―5 Peterson 博士の証言について

地裁は、州の専門家証人である Peterson 博士の証言を、信頼できず、また無関係であるとした。Peterson 博士の証言は、黒人の民主党支持者はより信頼できること、そして第 12 選挙区の境界線はより信頼できる民主党支持者を含めるように引かれたことを証明しようとした。特に Peterson 博士は、第 12 選挙区の境界線に接する、選挙区の内側にある投票区と外側にある投票区を比較した。これは選挙区の境界線が、政治的要素よりも人種の要素により良く対応しているか決定するためである<sup>323</sup>。Peterson 博士は、記録中の利用できる情報を用いて、民主党と共和党の投票行動を比較する図を作成した。この図の正確さについて誰も異義を唱えていないので、その図は信頼できると考えられる。Peterson 博士の証言も、図の内容と被上訴人自身が認めている事を確認している限り、信頼できる。その図は、一般的には、立法者が忠実な民主党支持者がいる投票区を選挙区に含め、それ程忠実でない投票区は選挙区からはずした、ということを示している<sup>324</sup>。

(b)―6 2つの直接的証拠

地裁は、Roy Cooper 上院議員の発言から、立法者の真の動機は人種バランスをとることであったと認定した。しかし実際には「(この案は)人種的、党派的バランスという要求を満たしている」と述べたのである。これは立法者が人種を他の要素とともに考慮したことを示しているのであって、人種が最重要の要素であったことを示すものではない<sup>325</sup>。

---

322 *Id.* at 249.

323 *Id.* at 251.

324 *Id.* at 251-53.

325 *Id.* at 253-54. 実際の上院議員の発言は、「誰もがこの区割り案には問題があると思うだろう。しかし私は全体としてはこの案が公正で、地理的、人種的、党派的バランスを備えていると思う。多少の譲歩が必要であると思うが、私はこれでうまくいくと思う。」というものだった。地裁は「人種のバランス」という言葉はノースキャロラ

2つ目の直接証拠は、区割り作成責任者である Gerry Cohen からの E メールである。このメールは Cooper 上院議員と Leslie Winner 上院議員に送られた。そのメールには、「Greensboro の黒人コミュニティを第 12 選挙区に入れたので、今度は約 6 万人を除かなければならない。この点についての指示を待ちます」と書かれていた。そのメールに人種についての言及があったのは明らかだが、これは評価基準(the point of reference)を議論していない。このメールではなぜこの黒人コミュニティが第 12 選挙区に入れられたのかは議論されていない<sup>326</sup>。

(c)原告の証明責任と結論

我々は、記録は地裁の結論にわずかな支持を与えることは認める。その証拠とは、Cohen の E メールと Cooper 上院議員の「人種のバランス」への言及、それと程度は低いが、Weber 博士の証言のいくつかの解釈である。しかしながら証拠をあわせてみると、人種が最重要であったという証拠にはならない。なぜなら本件において人種は政治行動と密接に関連しているからである。本件での問題は、立法者は、他の伝統的な区割り原則とあわせた、政治的行動ではなく、人種を理由にして本件区割りを作成したのかどうかである。反対意見が言うような、立法者は黒人の投票行動についての固定観念(stereotype)をもとにした区割りをすることができるのか、という問題ではない。そして、人種的考慮が支配的であったことの証明責任を、原告が負うという事実、また、その証明責任が厳しいものであること、地裁が立法者の大権の範囲に踏み込まないようにするために特別の警戒が必要であるという問題の微妙さを考えると、区割りを攻撃する当事者は、政治ではなく人種が、最も良くその結果を説明する、ということの証明に成功していない。記録は、我々に、地裁が反対の認定をしたという「明確で確固とした確信」を持たせ

---

イナ州から選ばれる 12 人の議員の内、10 人を白人、2 人を黒人という意味であった、と考えた(at 253)。

326 *Id.* at 254.

る。そして我々は被上訴人に、地裁での「投票区の交換」の議論<sup>327</sup>をするさらなる機会を与えても、この結果が変えられるとは思わない<sup>328</sup>。

327 *Id.* at 254-57. ここでは、かなり詳細に証拠調べを行っている。「被上訴人は、地図を用いて、立法者が、民主党に有利な選挙区を作るという政治目的を損なうことなく、同時に人種的な理由で投票区を交換したと主張する。第一に、第 12 選挙区内に、Forsyth 郡の民主党支持で白人が多い複数の投票区を含めることができたのに立法者は意図的にそれらを含めなかったとする。しかしながら問題となるどの投票区も、選挙区の境界線上にあり、第 12 選挙区に含まれた投票区より、民主党支持において信頼できなかつた。それらの内の 1 つである、Brown/Douglas Recreation 投票区は、黒人が非常に多い。そして残りの投票区は、第 5 選挙区選出の Richard Burr の地元投票区と第 12 選挙区との間の緩衝帯(buffer)となっている。それらを第 5 選挙区から取り除けば、Burr の地元地域の大部分が失われ、選挙区内での彼の勢力を弱める結果となる。結果として、Forsyth 郡の投票区は被上訴人の「政治ではなく人種」という理論を大して補強していない。第二に、立法者は第 12 選挙区の Davidson 郡の投票区(Thomasville1 と Lexington3)を第 6 選挙区の Guilford 郡の投票区(Greensboro17)と人種的な理由で交換したかもしれないと言う。しかし、そのような交換を行えば選挙区の人口は減少するし、形もよりいびつなものとなる。立法者は伝統的区割り原則に従い、そのような交換をしなかつた。第三に、被上訴人は、Mecklenburg 郡において、第 12 選挙区に含まれる 2 つの投票区(Charlotte81 と LCI-South)と第 9 選挙区の投票区(Charlotte10 と 同 21)は交換されるべきだと提案する。この提案は評価が難しいが、そのような交換によってその選挙区は(黒人が約 300 人程減るので)わずかながら白人が多くなり、選挙区の形にもより問題が起きる。また Charlotte81 のすぐ南にある投票区を第 9 選挙区に突出させたままになる。我々は、この主張が被上訴人の訴えを強めるとは思わない。第四に、被上訴人は、第 12 選挙区に含まれなかつた信頼できる民主党支持者の多い Greensboro 投票区(11 と 14)を、第 12 選挙区に含まれた、4 つの信頼できる共和党支持者の多い投票区(1、13、15 と 19)と交換することができた、と主張する。しかしながら、それら 6 つの投票区の黒人の割合は 35 パーセント以下なので、交換したとしても人種バランスは改善されないだろう。それどころか第 12 選挙区の形をさらに悪化させることになるだろう。いずれにしても、2 つの Greensboro の投票区を排除したという決定は、立法者が境界線を Guilford 郡の大通りにそって引こうとしたことを反映しているようだ。これらの投票区に関する我々の判断が例え間違っているにしても、立法者が、約 50 万の人口の内の数百の人間を含む、合計 154 の投票区の内少数を交換したかもしれない、という証明では、被上訴人の主張を大して強めることはできない。」

328 *Id.* at 257.

我々は問題をより一般的に次のようにいうこともできる。すなわち本件のように、マイノリティ多数選挙区、あるいはそれに類するものが問題となり、人種の特徴が政治的支持と高度に関連しているような場合、原告は、立法者が伝統的区割り原則に従った代替案においても、その正当な政治的目的を達成し得たということを証明しなければならない。そして原告は、その代替案がよりよい人種的バランスを達成したであろう、ということも証明しなければならない。被上訴人はここで、そのような証明をしなかった。地裁の結論は明白に誤りであると結論する<sup>329</sup>。

[Thomas 判事による反対意見 (Rehnquist 首席判事、Scalia、Kennedy 各判事同意)]

地裁での争点は、区割りにおいて人種の考慮が支配的であったのかどうかであり、本法廷における争点は、地裁による、人種の考慮が支配的だったという認定が明白な誤りなのかどうかである。地裁の認定は、事実に関するものであるから、それが明白な誤りでない限り、我々はその認定を覆すべきではない。2つの解釈があり得るとして、事実認定者がどちらか一方を採用したとしても、それは明白な誤りではない。我々が地裁の認定を覆してよいのは、間違いが起きた、という明確で確固とした確信がある場合のみである<sup>330</sup>。

最高裁が広範な審査を行ったのは、次の点で誤りである。第一に、最高裁は、広範な審査の理由として、中間上訴裁判所がないことを挙げるが、過去の同種の判決において、そのようなことは一度も言及されたことがなかった。また、事実認定者の結論を最初に審理する裁判所（通常は中間上訴裁判所）は、「明白な誤りの基準」よりも厳しい審理を行うべきであるとも述べるが、そのような立場は、法によって支持されない<sup>331</sup>。

---

329 *Id.* at 258.

330 *Id.* at 259.

331 *Id.* at 259-60.



第二に、最高裁は、本件での事実審理が長くなかった、という理由で明白な誤りの基準での審理を軽視している。事実認定の審理の仕方を決定するに当たって、事実審理の長さを考慮することがあるとしても、そのことは、本件において地裁への謙譲に反対することにはならない。事実審理はほんの数時間だったわけではないし、多くの証人が呼ばれ、地裁は多くの書面に目を通した。加えて、裁判官のうちの1人は、92年から繰り返しこの第12選挙区の事件を扱ってきた。その間には多くの知識が蓄積されたに違いない<sup>332</sup>。

第三に、地裁における主要な証拠が専門家証人による証言で、伝統的には信用性の決定が不要であることを理由に、最高裁は、地裁への謙譲を軽視した<sup>333</sup>。謙譲の態度をとる場合はあらゆる事実に関する決定に対してであって、それは、信用性についての決定を下す地裁判事の専門性のゆえである。事実認定者に対して謙譲の態度をとるのは、本則であって例外ではない。本件において、この本則から離れる理由は見あたらない<sup>334</sup>。

最後に、最高裁が、明白な誤りの審査の意義を空洞化させたことを最も良く示す証拠は、最高裁が記録を細部にわたって検討を行っていることである。最高裁の証拠評価能力については疑っていないが、明白な誤りの基準よりも厳しい広範な審査をすることの智見や効率、正確さが増すのかどうか、そしてその正当性については疑問がある。私は単に明白な誤りの基準で審査すべきであったと思う<sup>335</sup>。

---

332 *Id.* at 260-61.

333 *Id.* at 261-62. 具体的には、「事実問題として、地裁が、立法府の再区割りのリーダーの信用性を明示的に評価していることを最高裁は見逃している。また地裁が行ったCohenのEメールの解釈も、Cohenの証人としての評価が影響しているだろう。法的な問題についても、書証と専門家証人に基づく事実認定の場合は広範な審理が妥当する、とは一度も判示してこなかった。むしろ先例においては、地裁に対して謙譲の態度をとるのは、地裁の方が信用性の決定において有利な立場にあるという理由に限定されない、と述べてきた。」と述べる(*ibid.*)。

334 *Id.* at 262.

335 *Ibid.*

明白な誤りの有無を審査してみると、私には、地裁の見解が許されないものであるとは言えない。第一に、地裁は客観的基準に依拠して、本件選挙区が伝統的な区割りの原則から逸脱したものであるとしている<sup>336</sup>。第二に、地裁は Weber 博士の証言に依拠した。博士は統計的データを解釈して区割りが人種的な理由で作成されたと結論づけており、政党支持の登録だけからこの結論を出したのではなく、実際の行動も考慮している<sup>337</sup>。第三に、地裁は Weber 博士の、区割りの決定は政治的動機では説明できないという証言を信用した。確かに私も法廷意見と同じく、第 12 選挙区が他の選挙区よりも際立って民主党にとって安全な選挙区だったとは思わない。その選挙区は最適値をわずかに 3 パーセント超過しているにすぎない。わずか 3 パーセントでも超過した方が安全で好ましいということもできるが、地裁が 3 パーセント超過したという事実から推測した事（すなわち黒人有権者を集めたために 3 パーセントの超過が生じたという推測）が許されないとは言えない。第四に、地裁は州の証人、Peterson 博士の証言を信用しなかった。Weber 博士は、Peterson 博士が選挙区の中心部を無視した事を批判した。私も Weber 博士が選挙区の中心部にこだわったことがそれ程重要ではないと結論するかもしれない。しかしながら、中心部を無視しえたとしても、Peterson 博士は選挙区の全ての部分を調査したわけではないから分析は不十分だ、と Weber 博士が証言したことは、地裁の結論を支持しうるように思える。

最後に、地裁は次の証拠が人種の重要性を示すものであるとした。それらは区割り案起草者の E メールと、人種によって選挙区を作成することができるコンピューターの能力、また Cooper 上院議員の証言である。多数意見は、このメールでは「なぜ」黒人が対象とされたのかが分からないとしてこ

336 実際この選挙区は、依然としてノースキャロライナ州において最もいびつな形をした選挙区であることが指摘されている。Cromartie v. Hunt, 133 F. Supp. 2d at 414-15.

337 Easley v. Cromartie, 532 U.S. at 262-64. ここでは奇妙な形という証拠が、政治的動機の証明にも人種の動機の証明にも利用可能であることが指摘される。

のメールの重要性を軽視している。しかし地裁が決定するのは、人種が最重要の基準になったのは「なぜか」ではなく、基準に「なったかどうか」である。動機が悪意によるのか慈恵的に関係なく、人種的ゲリマンダリングは憲法違反になるからである。黒人は信頼できる民主党支持者であるという固定観念に基づいて選挙区を作成したのかもしれない、というのは抗弁にはならない。Eメールが動機の解明に役立つかどうかに関係なく、地裁がこのメールに依拠したのは許されると考える<sup>338</sup>。

もし私が地裁の判事なら、多数意見のように証拠全体からは人種が最重要であったとは言えない、と結論するかもしれない。しかし私は事実認定者ではないし、我々がすべきことは地裁の認定が明白な誤りであったかどうかである。記録から疑いの余地なくとまではいえないが、地裁の認定は許容されると考える<sup>339</sup>。

## 本件の評価

本件を評したある論者は、Shaw 型判決で用いられるテストには2つのものがあるとする。すなわち、区割りにおいて人種が最重要の基準となっているかどうかを問う Miller テストと、選挙区の形が人種以外では説明できないかどうかを問う Shaw II テストである。そして本件はこれらのテストにくわえて、人種と投票行動に相関関係がある場合は、①立法者は、投票行動ではなく人種を理由に選挙区を作成した、②立法者には、区割りにあたって、人種以外の代替的手段が利用可能であった、③その代替的手段によってより良い人種バランスを達成できた、という3つの証明を原告に課す Cromartie テストをうち立てたという。もともとマイノリティ多数選挙区は、ある人種が同じ人種の候補者にしか投票しないという状況でマイノリティの代表を増加

---

338 *Id.* at 265-67.

339 *Id.* at 267.

させるために作成された。そして Shaw 型判決においては、いつも、現職保護のための区割りなのかどうか重要な問題とされてきた。特に本件のようにマイノリティ有権者の割合が 50 パーセント以下の場合、Miller テストを満たすのは困難であり<sup>340</sup>、選挙区の形がいびつである場合には Shaw II テストを満たす可能性が<sup>341</sup>残されるに過ぎない<sup>341</sup>。従って、Cromartie テストは、今後の人種的ゲリマンダリングの違憲性を主張する訴え全てに適用されると見て良い<sup>342</sup>。

この Cromartie テストであるが、これは原告にとっては非常に達成困難な要件である<sup>343</sup>。同時に区割りをを行う州にとっては、区割りが政治的理由でも説明が付くこと、人種と政党支持には相関関係があることを示せばよいのであるから、これは容易に満たすことができる要件である<sup>344</sup>。そもそも投票行動と人種の相関関係がある程度認められる地域でなければ、投票権法 5 条の適用はなく従って司法省の関与もないからである。また、この相関関係が認められれば、厳格審査は適用されなくなる。今後、人種を意識した区割りが

---

340 John H. Ely, *Confounded by Cromartie: Are Racial Stereotypes Now Acceptable Across the Board or Only When Used in Support of Partisan Gerrymanders?*, 56 U. Miami L. Rev. 489, 491 (2002) (州は、違憲判決を回避するためにマイノリティの比率が 50 パーセント未満になるよう拘ったことを指摘)。

341 Kravetz はこの可能性として、立法者が区割りを「極めて詳細で慎重な管理(micromanagement)」の下で行ったことが証明された場合をあげる。すなわち選挙区の形が<sup>341</sup>人種の線に沿っていびつである場合や、国勢調査のデータをより細かなレベルで利用している場合、その選挙区は違憲とされる可能性がある<sup>341</sup>と指摘する。Robert F. Kravetz, *Recent Decision: Easley v. Cromartie*, 40 Duq. L. Rev. 561, 588-89 (2002)。

342 See *The Supreme Court, 2000 Term*, 115 Harv. L. Rev. 386, 394-95 (2001)。

343 Kravetz, *supra* note 341, at 587-88. See Michelle E. O'Connor-Ratcliff, Note, *Colorblind Redistricting: Racial Proxies as a Solution to the Court's Voting Rights Quandary*, 29 Hastings Const. L. Q. 61, 83-85 (2000) (Cromartie I 判決に関して、最高裁が、人種の代用として投票行動という指標を用いることによって厳格審査の適用を回避したことを評価)。

344 *The Supreme Court, 2000 Term*, *supra* note 343, at 393-94.

違憲と判示される可能性は相当に減少したと見るべきであろう。

このような結果をもたらす本件はどのように評価できるだろうか。素朴にマイノリティ系議員の増加をめざす立場では<sup>345</sup>、Cromartie I、II判決は歓迎されよう。この種の訴訟を提起するのが白人有権者であったことを考えると、本判決は黒人側の勝利とも言える。また、マイノリティ多数選挙区の作成をアファーマティヴ・アクションの一形態と見なす場合も、本判決は前進と評価できる。Karlanの指摘を待つまでもなく、90年代半ば以降、人種割当を伴う露骨な形態のアファーマティヴ・アクションは、厳格審査を適用されて違憲とされてきた。90年代の選挙区割りの事例は、影を潜めていたアファーマティヴ・アクションの、いわば代理戦争とも言うべき性格を持った<sup>346</sup>。Cromartie I判決、そしてその流れを受けたCromartie II判決とともに、アファーマティヴ・アクションに対する批判に一矢報いた形となった。

ではアファーマティヴ・アクションに批判的であった共和党は本判決を批判しているかというところではない。政党の評価については本稿の冒頭で見

345 もっとも、マイノリティ代表を増加させることの重要性を認めた上で、それでもマイノリティ多数選挙区に反対する立場もある。例えば、一見するとリベラルに分類される論者の1人であるGuinierは、マイノリティ多数選挙区について、マイノリティの候補者を人口に占める割合に応じて当選させても、議会内においてはその人種は依然としてマイノリティであり、有権者レベルの差別を議会内で再生産するものにすぎないとして、救済としての小選挙区制度に反対している。Guinier, *supra* note 17, at 135.

346 Pamela S. Karlan, Lecture, *Easing the Spring: Strict Scrutiny and Affirmative Action after the Redistricting Cases*, 43 Wm. & Mary L. Rev. 1569, 1572-73 (2002). See Girardeau A. Spann, *The Law of Affirmative Action* 155 (2000) (投票権法や、マイノリティ多数選挙区に関する訴訟がアファーマティヴ・アクション法学の中心的な位置を占めるようになり、その判例の多くが、マイノリティに不利なものとなっていることを指摘する); Daria Roithmayr, *Direct Measures: An Alternative Form of Affirmative Action*, 7 Mich. J. Race & L. 1, 24-27 (2001) (ある人種を優遇するのではなく、人種差別の犠牲者を優遇するという形をとることによって、アファーマティヴ・アクションが厳格審査を回避することが可能になると主張するこの論文は、マイノリティ多数選挙区を民主党優位の選挙区と特徴づけて合憲としたことを評価する)。

たとおりである<sup>347</sup>。民主、共和の両党が本判決を歓迎している。共和党は、マイノリティ多数選挙区の作成を積極的に推進してきた。これは、マイノリティ多数選挙区では議席を失うが、残りの選挙区で勝利を収めるという「小さく負けて大きく勝つ」という戦略である。一方民主党にとっては、マイノリティを優遇する性格を持った州の区割りが合憲とされたこと自体、大きな前進である。加えて、本件で問題となった選挙区はマイノリティの比率が47パーセントにとどまっている。今後、司法省がマイノリティ比率を過半数以上にしよう要求しなくなれば、他の選挙区に民主党支持が見込まれる有権者を配分することが可能である。本判決は、人種バランスへの配慮の要請を緩和する方向を示唆し、一方で、政治的目的の下で人種指標をより利用しやすくしている。あとは政治の問題という訳である。区割り作成の任務を負う州にとっても歓迎すべき判決ということになる<sup>348</sup>。

しかし、本判決によって実際に影響を受ける当事者間で大きな批判がなくとも、Shaw I 判決以来8年間にわたって行われてきた論争に一応の決着をつけたことは、少なくとも投票権法学に関わってきた論者の間では重要であ

---

347 本稿2頁以下。

348 本件に対する批判的な面がないわけではない。本稿29ページで指摘したように、議会に裁量権を持たせるといのは人種的マイノリティには諸刃の剣である。議会が熟慮の末にマイノリティ多数選挙区を「作成しない」と決定する場合がありますからである。この懸念を例証するものとして *Cano v. Davis*, 211 F. Supp. 2d 1208 (C.D. Cal. 2002), *aff'd*, 71 U.S.L.W. 3470 (2003) が現れたことをここでは注記しておきたい。またある論者は、本件がマイノリティは同様に考え同様の利益を持つという前提に立っていることを指摘し、本件の結果、人種以外の社会、宗教、政治活動など無限の下部カテゴリに対しても人種と同様の保護を与え、比例代表制を実現しなければならぬのか、と疑問を提起する。Charles G. Warren, Casenote, *Toward Proportional Representation?: The Strange Bedfellows of Racial Gerrymandering and Equal Protection in Easley v. Cromartie*, 53 Mercer L. Rev. 945, 961-63 (2002)。しかしこの懸念はそれほど現実的なものではない。人種に関しては投票権法において比例代表を禁じる趣旨の規定が置かれており(2条(b)項)、それ以外のグループにどの程度の保護を与えるかは、多少の制約はあるが、政治の世界で決定可能だからである。

る。そしてその突然の決着は、全く新しい法理によってつけられたのではなく、従来からしばしば主張されてきた「代用としての人種」理論によるものだった<sup>349</sup>。本判決は相当に驚きをもって迎えられたし、突然の方針の転換が批判されたのもまた事実であった<sup>350</sup>。以下では、章を改めて、本判決が論者の間でなされた8年間の論争に対して持つ意味をまとめたいと思う。

## 第7章 90年代の人種的ゲリマンダリング訴訟の展開

本稿では、90年代の人種的ゲリマンダリング訴訟を、最高裁判決を中心に検討してきた。90年代という時代区分を設定したのは、1986年に *Gingles* 判決が下されて以来、いよいよ投票権侵害や投票力の希釈に対する救済の問題が重要になったからである<sup>351</sup>。一方この時期には、アファーマティヴ・アクションに関する訴訟において、審査基準が厳格化されるなど、マイノリティに不利な判決が相次いだ。Shaw 型判決は市民の最も基本的な権利である投票権について、アファーマティヴ・アクションの文脈での論争を提起した<sup>352</sup>。

---

349 そこで Warren は、州が「代用としての人種」という抗弁が使えるには、常に95パーセント以上という高度な相関関係が必要なかどうかについて最高裁が沈黙していることを批判し、他方で、州への謙譲を口にしながら、実際には地裁の事実認定を詳細に再評価しなければならなくなることの警戒感を述べる(at 963-64)。80パーセント前後の相関関係でも州が抗弁として利用できる場合に、白人多数選挙区を訴えるマイノリティ有権者は、相当に困難な証明を課されることになる。

350 この驚きを最も率直に表したのは Ely であろう。本判決を、Shaw 型判決が一貫して批判してきた区割りにおける人種的ステレオタイプの利用と政治的ゲリマンダリングを承認する結果となるとして、むしろ正面からマイノリティ多数選挙区の合憲性を認めるべきだったと述べる。Ely, *supra* note 340, at 505. See also *The Supreme Court, 2000 Term*, *supra* note 342, at 395-96 (判例変更をする場合は明示的に行うべきで、本件のように証拠の問題として処理するべきではなかった、と主張)。

351 Gelfand, *supra* note 28.

352 See Lassiter, *supra* note 151. ただし、Shaw 型判決をアファーマティヴ・アクション

Shaw I 判決では、人種を意識した選挙区割りには投票力の希釈ではなく人種の分離であり、それは修正 14 条の訴えの対象になり、厳格審査の対象となる、と判示した。この時点では、選挙区の形が重要な問題として扱われたが、後に Miller 判決において、厳格審査を行うかどうかは、人種が最重要の基準として用いられたのかどうか、と説明された。Miller 判決に沿って、Shaw II 判決では、選挙区の形が人種以外では説明が付かない場合は厳格審査が適用されるとし、厳格審査に適わなかったと判示された。

一方注意を要するのが Bush v. Vera 判決である。この判決では、Miller 判決に沿って当該選挙区に厳格審査を適用するかどうか問われた。そして人種が政党支持の代用として用いられた場合は厳格審査が行われるとして、結論として問題となった全ての選挙区を違憲と判示した<sup>353</sup>。Cromartie II 判決では、人種が代用とされているとしながらも、最高裁は厳格審査の利用を検討するまでもなく、区割りにおける人種の利用を合憲としている。この立場は Cromartie II 判決で反対意見を述べた判事も同様である。特に法廷意見は、自らの結論を、議会の記録から人種が最重要であったのかどうかという判断に基づかせているにもかかわらず、意見の最後には今後の訴訟に向けての一般論を述べている<sup>354</sup>。その中に、従来問題とされてきた、人種が最重要の基準であるのかどうか、あるいは厳格審査が適用されるのか、適用されるとしてそれに適う非常に重要な利益は何か、という議論は含まれていない。そこで結局 Cromartie II 判決の判示事項は何かという問題が生じるのである<sup>355</sup>。以下に若干の私論を展開して、90 年代の人種的ゲリマンダリング訴訟

---

とは異なるとする理解も一部にある。Grofman, *supra* note 83, at 1246-47 は、Shaw II 判決ではマイノリティ有権者の訴えが白人有権者より重視されていることにはならず、誰も権利を侵害されていないとして、アフーマティヴ・アクションとは異なるという立場に立つ。

353 Bush v. Vera, 517 U.S. at 969 (plurality opinion).

354 Easley v. Cromartie, 532 U.S. at 258.

355 See Katharine I. Butler, *Redistricting in a Post-Shaw Era: Small Treatise Accompanied by*



の一つの理解としておきたい。

Shaw I 判決の厳密な意味での判示事項は、マイノリティ多数選挙区には厳格審査が可能である、ということであるから、少なくとも表向きは、Cromartie II 判決の影響は受けない。人種が最重要の基準であるということになれば、Miller 判決、Shaw II 判決に従い厳格審査が行われるだろう。もっとも最重要であったのかという判断はかなりの部分が証拠に依拠してなされる。従って Cromartie I 判決の場合と同様、Cromartie II 判決の判示事項は、証拠から見て、人種が最重要の基準であるとは断定できないということである。下級審に対しては、この判示事項は、訴訟法上の問題に過ぎず目新しいものでもない。また判決の最後の一般論は傍論と見ることができよう。

にもかかわらずこの傍論は、潜在的には、Shaw I 判決以降、延々と続けてきた議論を相当に無に帰するものとも言える。Shaw I 判決では、原審の段階から、当該区割りが増職保護などの政治的理由で作成されたという主張がなされていた<sup>356</sup>。ある区割りが政治的な理由で作られたのか、あるいは人種的な理由で作られたのかは、そもそも明確な基準で決せられない。また Cromartie I 判決以降では、Shaw 型判決で原告適格を与える際の根拠となった人種的ステレオタイプ自体が疑わしいものとされた<sup>357</sup>。そして最も人種的ステレオタイプを強化すると思われる本件が、「政治的理由で」合憲とされた<sup>358</sup>。今後は、州が、政治的な口実を利用できる場合は、ほとんど合憲の判断が下されることとなると思われる。

この結論を別の観点から支持するものとしては、本稿が扱った Abrams 判決と Lawyer 判決がある。この両判決において、裁判所は、司法省が区割り

---

*Districting Guidelines for Legislators, Litigants, and Courts*, 36 U. Rich. L. Rev. 137, 216-17 (2002).

356 See *supra* note 83.

357 Hunt v. Cromartie, 526 U.S. at 550-51(白人の場合、政党支持と実際の投票行動は一致しないことがあることを指摘).

358 See *Easley v. Cromartie*, 532 U.S. at 245.

に過剰に関与することに一貫して反対してきたし、裁判所自身の関与も控えめであったとすることができる。Abrams 判決でさえ、州内で問題なく区割りになされていれば、連邦裁判所の関与はなかったであろう。Lawyer 判決において Scalia 判事が述べたように、連邦裁判所の関与は、最後の手段であり区割りの責任は州にあるのである<sup>359</sup>。州内で問題をうまく処理できれば、裁判所は、特に連邦の裁判所はあえて介入する必要はない<sup>360</sup>。

また、Abrams 判決と Lawyer 判決は、一見すると、区割り権限に関する裁判所と州の争いという構図が浮かび上がるが、どちらも、実質的には州側を支持していることに注意しなければならない。Abrams 判決では、州は地裁が作成した区割り案を支持しており、最高裁もこれを認めた。また、Lawyer 判決においても、訴訟当事者間で合意された和解案が採用されているのである。この両判決は、州議会と裁判所との関係において、州議会の優位を示した。州議会を、司法省と連邦裁判所との板挟みから解放した *Cromartie I*、*II* 判決はこの流れを汲むものと理解できる。

マイノリティ多数選挙区の作成を勧めたのは連邦司法省であり、裁判所は、区割りにおける州議会の優位の観点から、司法省の方針を拒否し続けてきた。これは連邦制度や形式主義という観点からの説明が可能ではないかと考えられる。最高裁は、司法省の圧力によるものではなく、州が自発的に作成したり、訴訟当事者間で合意のある場合にはマイノリティ多数選挙区を認めている<sup>361</sup>。逆に、事前承認制度を用いて、マイノリティ多数選挙区を作成

---

359 *Lawyer v. Department of Justice*, 521 U.S. at 587 (Scalia, J., dissenting).

360 *See Grove v. Emison*, 507 U.S. 25 (1993) (連邦裁判所が区割りに関与できるのは、州議会や州裁判所が適切な行動をとらない場合に限定されると判示)；*Voinovich v. Quilter*, 507 U.S. 146 (1993) (連邦法違反の判示がない時点で州がマイノリティ多数選挙区を作成したとしても、州の判断として尊重すべきと判示)。

361 *See King v. State Board of Elections*, 979 F. Supp. 619 (N.D. Ill. 1997), *aff'd*, 522 U.S. 1087 (1998)；*De Witt v. Wilson*, 856 F. Supp. 1409 (E.D. Cal. 1994), *aff'd*, 515 U.S. 1170 (1995) (summary affirmance)。

するよう求める司法省の態度に対して、最高裁は、事前承認を拒否できるのは非退行原理に違反する場合であると述べた<sup>362</sup>。最高裁は、司法長官が区割りの問題に関与できる条件を示す（＝形式主義による要請）ことによって、区割りを行うという、本来州に任されている領域に踏み込まないようにした（＝連邦制度による要請）と考えられる。

## おわりに

本稿は、90年代の人種的ゲリマンダリング訴訟を検討した。1993年の *Shaw I* における違憲判決から始まった一連の訴訟は、2001年の *Cromartie II* 判決により、93年当時から言われていた「区割りは人種的とも政治的とも言える」という理由により、合憲とされた。この間に、様々な議論がなされたが、合憲、あるいは違憲の根拠は明確にならないまま、出発点に戻って結論のみが変更になった。この最高裁の転身には様々な説明があるだろう。具体的には、*Cromartie II* 判決における O'Connor 判事の立場の変更が重要になる。しかしこの変更を、O'Connor 判事が単純に、保守からリベラルへと立場を変更したものと見るのは不正確であろう<sup>363</sup>。また O'Connor 判事は、一連の *Shaw* 型判決で、常に保守派ブロック (Rehnquist 首席判事、Scalia、Kennedy、Thomas 各判事) と行動を共にしてきた。にもかかわらず結論においては、司法省の過度の介入を拒否する、あるいは区割りにおける州の判断を尊重するという意味で、州権重視の立場を取っていると思われる。これをいわゆる連邦主義と呼ぶかどうかは議論の余地がある。Rehnquist 首席判事が標榜する連

---

362 See, e.g., *Miller v. Johnson*, 515 U.S. at 926.

363 See Lowenstein, *supra* note 281, at 833-35 (そもそも保守とリベラルの間で対立しうるのは、機会の平等か結果の平等かという面だけであって、州の区割り方針に口を挟まないという意味での司法の自己抑制と、連邦政府が区割りという州の権限に介入しないという意味での州の自律性の尊重については、両者の間に共了解があり得るとする)。

邦主義という枠組みで、マイノリティ多数選挙区をめぐる一連の判決がどの程度説明可能なのか<sup>364</sup>。連邦と州という二重の統治機構をもつ合衆国においては常につきまとう問題であるが、人種差別の救済の問題とは、性質を異にする問題である。別稿において検討したいと思う。

---

<sup>364</sup> See Ruth Colker and Kevin M. Scott, Essay, *Dissing States?: Invalidation of State Action During the Rehnquist Era*, 88 Va. L. Rev. 1301 (2002) (連邦主義には複数の理解の仕方があり、単に連邦主義というよりかはイデオロギーの方が判事の投票行動を説明できる場面があるとする)。